

令和7年9月定例会会議録

令和7年豊郷町議会9月定例会は、令和7年9月8日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

| | |
|------|---------|
| 1 番 | 長谷川 貴 康 |
| 2 番 | 西 山 一 男 |
| 3 番 | 井 上 喜美子 |
| 4 番 | 本 田 清 春 |
| 5 番 | 辻 本 勇 |
| 6 番 | 中 島 政 幸 |
| 7 番 | 村 岸 善 一 |
| 8 番 | 前 田 広 幸 |
| 9 番 | 西 澤 博 一 |
| 10 番 | 鈴 木 勉 市 |
| 11 番 | 河 合 勇 |
| 12 番 | 今 村 恵美子 |

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

| | |
|-------------|---------|
| 町 長 | 伊 藤 定 勉 |
| 教 育 長 | 堤 清 司 |
| 総務課長兼企画振興課長 | 清 水 純一郎 |
| 税 務 課 長 | 山 田 篤 史 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 辰 見 栄 子 |
| 医 療 保 険 課 長 | 小 西 直 美 |
| 住 民 生 活 課 長 | 森 ちあき |
| 会 計 管 理 者 | 馬 場 貞 子 |
| 人 権 政 策 課 長 | 西 山 逸 範 |
| 地 域 整 備 課 長 | 山 田 裕 樹 |
| 産 業 振 興 課 長 | 岡 村 浩 孝 |

上 下 水 道 課 長 中 山 圭 史
教 育 次 長 西 山 喜 代 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長 森 本 智 宏
書 記 加 藤 咲 希 子

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

村岸議長 皆さん、おはようございます。定刻より少し時間が早いですが、皆さんおそろいですので、第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時58分)

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、6番、中島政幸君、8番、前田広幸君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆様はご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、鈴木勉市君の質問を許可します。

鈴木議員 議長。

村岸議長 鈴木君。

鈴木議員 それでは、一般質問をいたします。おはようございます。

まず、人間ドック・脳ドックへの検診費助成の拡充を求めます。

現在、35歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、人間ドック・脳ドックの検診費助成がされていますが、その助成を町独自で75歳以上に拡充することを求めますが、見解を明らかにしてください。

2点目、育苗センターの現状・利活用について問います。

育苗センターは、昭和56年(1981年)に建設されてから44年が経過していますが、現在の活用状況、課題について明らかにしてください。

3点目、空き家の適正管理について問います。

広報とよさと7月号には、「空き家の適正管理をお願いします」のテーマの記事の中で、「近隣住民や通行者などに危険を及ぼさないよう普段から適切な修繕や管理をする」とありますが、危険を及ぼすような通報があったのかどうか、明らかにしてください。

4点目、本町の米づくりについて問います。

米不足が大きな問題になり、政府も増産にかじを切ったようではありますが、本町の①水田面積、②農家戸数、③認定農業者数、④担い手への集約面積。すいません、次が⑤です。⑥を⑤に訂正ください。⑤遊休農地などについて明らかにしてください。

5点目、安定ヨウ素剤の備蓄・配布について問います。

原発事故が起きた場合に備えて、令和3年度から安定ヨウ素剤が町に備蓄をされていますが、次の点について明らかにしてください。どこにどのような種類の安定ヨウ素剤がどれだけ備蓄されているのか。②備蓄している安定ヨウ素剤の使用期限がどうなっているのか明らかにしてください。

最後、6点目です。在宅高齢者支援助成事業の拡充を求めます。

在宅高齢者支援事業、通称冷暖房費助成は、平成19年度に始まり、その後、事業実施年度、事業名、助成額が変わってまいりましたが、次の点について明らかにされたい。①この事業が実施された年度、②年度ごとの事業費の財源について明らかにしてください。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 改めまして、おはようございます。鈴木議員のご質問のうち、1つ目の人間ドック・脳ドックへの検診費助成の拡充を求めるのご質問についてお答えします。

国民健康保険事業特別会計の保健事業で実施していますドックの助成につきましては、一部県からの補助金を財源に、健診費用の助成を行っております。一方、後期高齢者医療保険の加入者に町独自のドック検診費用の助成を行うには、現段階では、補助金などの財源がなく、助成額の全額が一般財源となりますことから、当町独自の助成については実施の予定はございません。

以上でございます。

産業振興課長 議長。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 改めまして、おはようございます。それでは、私の方から、鈴木議員の育苗センターの現状・利活用について問うについてお答えをさせていただきます。

現存の施設といたしましては、建屋ではガラス温室が3棟、平屋の鉄骨造が4棟、パイプハウスが3棟、パイプハウスの骨組みのみが3棟、畑地になっている箇所が3か所となっております。

現在の活用状況につきましては、建屋では、ガラス温室を2棟、平屋の鉄骨造を4棟、パイプハウスを3棟、ハウスの骨組みの箇所を3か所、畑地を3か所貸出ししております。

課題といたしましては、古い建屋でありますので、今後解体することを考える必要があることや、ガラス棟も1棟は天井がめくれており見苦しいこと、また、除草作業が大変であるといった課題があります。

以上です。

続きまして、本町の米づくりについて問うについてお答えをさせていただきます。

令和6年現在でお答えをさせていただきます。1番の水田面積につきましては343ヘクタール。2番目の農家戸数は159戸。こちらにつきましては、令和2年の農林業センサスの数値となっております。3番目の認定農業者数は16人。4番目の担い手への集積面積は279ヘクタール。5番目の遊休農地は3筆の2,832平米であります。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長

村岸議長

総務課長兼

企画振興課長

議長。

清水企画振興課長。

それでは、10番、鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、空き家の適正管理について問うのご質問にお答えをします。

空き家については、近隣の住民や通行者から様々な相談や通報がございますので、その中には危険性を訴えるものもございます。

続きまして、安定ヨウ素剤の備蓄・配布について問うのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1の備蓄状況ですが、新生児用内服ゼリー16.3ミリグラムが20包、生後1か月から3歳未満用の内服ゼリー32.5ミリグラムが200包、それ以上用の錠剤が、1万6,000錠を役場で備蓄しています。

次に、2の使用期限については、錠剤については2027年3月まで、ゼリーについては今年2月で切れましたので、今後検討したいと考えております。

以上です。

保健福祉課長

村岸議長

保健福祉課長

議長。

辰見保健福祉課長。

おはようございます。鈴木議員の在宅高齢者支援助成事業の拡充を求めるのご質問についてお答えします。

①、この事業の実施された年度でございますが、平成19年度、平成20年度、平成25年度、平成26年度、平成29年度以降は毎年実施しております。

②の年度ごとの事業費の財源でございますが、平成20年度は国の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用し、今年度は国の重点支援地方交付金を活用し、それ以外の年度は一般財源で当該事業を行っております。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

村岸議長 鈴木議員。

鈴木議員 まず、人間ドックの問題ですが、回答は、補助財源がなくて一般財源となることから、現状では実施していないと、おおむねそういう回答であったように思われますが、この広報の8月号に「人間ドック・脳ドック検診費助成2次募集のお知らせ」というのが掲載されています。毎年この時期に第2次募集が行われていまして、回答にもありましたように、この事業の助成対象は国保加入者で、助成費は国保特会で賄われているというのは承知をしております。

3月議会で実は後期高齢者の健康診査項目の拡充を求めて、そのことを私の周りの高齢者の方にお話ししましたら、二、三人の方から、それやったら鈴木さん、人間ドックや脳ドックの補助も考えてほしいなという話がありました。その後、そのうちの1人の方は、役場の方にも行かれたようでありまして、何とかならんかということで行かれたということをお聞きしました。担当の方からは、県の後期高齢者医療広域連合会にそういう要望があったとお伝えしておきますという回答だったようですが、まずその情報を伝えていただいたのかどうか、ちょっとその点だけお聞きをしておきたいと思えます。

それから、3月議会では、求めたのは、後期高齢者事業の拡充ということで求めたんですが、今回は一般会計だからできないということだったんですが、逆に一般会計で何とかならないかという質問をさせていただいている。人間ドックは、頂いた一覧表で見ますと、豊郷病院で健診費用額が3万8,100円、助成額が2万6,000円、自己負担が1万2,100円になっていますから、例えば脳ドックも含めて1人当たりの助成費が2万6,000円か2万8,000円なんですね。例えばですが、例えば30人分を予定しても、2万6,000円で、78万円ですることになります。これぐらいの額で高齢者の医療が守られるということになりますので、すぐにとは言いませんが、ぜひ新年度で検討をしていただきたいと思いますと思いますが、再度回答を求めます。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

広域連合への要望、住民さんからのお声につきましては、メールではあります

が、そのようなことがあったということはお伝えさせていただいております。

あとまた、財源化についてですけれども、やはりちょっと先ほど申し上げさせていただきましてのように、一般会計の予算で、となつてまいります。人間ドック・脳ドックの助成額の全額が一般財源での持ち出しとなりますので、人間ドックの検査内容につきましては医療機関によって異なりますが、主な内容としましては、血圧測定、生活習慣等に着目した血液検査、尿検査及びがん検査などありますが、これらの検査につきましては、血液検査、血糖、血中脂質、また、肝機能に関する血液検査でありましたりとか、尿中の糖とか蛋白の検査につきましては、後期高齢者の健康診査の方で実施している部分もございます。また、がん検診につきましては、先にも質問ありましたように、当町の方で実施しておりますので、まずはこちらの方を、健診受診を勧奨してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

村岸議長 再々質問。

鈴木議員 いや、続いて行きます。

村岸議長 次ですか。どうぞ。

鈴木議員 育苗センターの件ですが、パイプハウスが3棟とか、いろんな施設があるということが回答でありましたが、2つの点をまずお聞きしておきたいと思えます。

1つは、質問でも、育苗センターの利活用という呼称といいますか呼び方をいたしました。あの一体の施設は同和対策事業として建設され、今まで運用をされてまいりました。昭和56年度に、ちょっと私の記憶間違いがあるかもしれませんが、昭和56年度に確かJA東びわこの敷地内に部落解放広域育苗センターが建設をされ、あの育苗センターのゾーンが共同作業所やパイプハウスなどのサブセンターとして位置づけられて運営されてきたと、おおまか概要そういうふうなことだったと思えます。今、回答のあったんですが、もう一度、どれだけの規模、パイプハウスが3棟とか何とで、それは分かりましたけども、それぞれの施設がどれだけの大きさで、もう少し具体的に施設名も含めて詳細に今の現状を教えてくださいなと思えます。1点はそれです。

それから、2つ目は、ガラス温室が今2つあるんですかね、奥の方にね、確か。そのガラス温室の1個の奥の方の屋根がかなり破損をしていて、私も現認をしていますが、その対策をとるという要望が関係者からも出されているというふうにお聞きをしているんですが、どういう状況に今具体的になっていて、今それをどういう対応をされようとしているのか、説明をお願いしたいと思えます。

産業振興課長 議長。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども少し申し上げたんですけれども、現状といたしましては、ガラス温室が3棟、それと建屋につきましては、平屋の鉄骨造が。

鈴木議員 (マイクオフのため聴取不能)

産業振興課長 まず、平屋の建屋なんですけれども、1棟につきましては約520平米、もう1つにつきましては72平米、もう1つにつきましては255平米、もう1つにつきましては約404平米で、パイプハウスにつきましては、面積等はちょっと分からないんですけれども、現状、今残っているものについては3棟で、パイプハウスの骨組みのみになっているものが3棟、パイプハウスの中でもちょっと畑みたいに使っておられるのが3か所となっております。すいません、ちょっとガラス温室の面積だけはちょっと調べ忘れております。すいません。3棟ございます。

続きまして、ガラス温室の今現状がどうなっているかなんですけれども、3棟のうち2棟については、貸出しをして活用されております。もう1棟につきましては今空き家の状態になっておりまして、もともと屋根についてはガラスがはまっていたんですけれども、それが外れ落ちてしまって、どっかのタイミングで多分ビニールを張らったと思うんですけど、それも台風か何かの影響で外れて、今めくれているような状態になっております。中身についても今利用はされておらないというふうな状況になっております。

以上です。

村岸議長 再々質問。

鈴木議員 はい。現状、今、ガラス温室で、1個が破損しているところについては、これは早急に何らかの具体的な対応をお願いしたいと思うんですが、これは1点回答をお願いいたします。

今回答がありましたパイプハウス、共同作業所、ガラス温室、それから、いろんな施設、その面積も71とか255、404、かなり大きなものが、非常に大きな、かなりというか、非常に大きなものがあります。そのうちの今町の防災倉庫に使われているのは、そのうちの確か乾燥調製施設、昔、と呼ばれたところが、今町の防災倉庫に活用されていると思いますが、町が活用している防災倉庫も、これまでの一般質問で、耐震基準を満たしていないことが分かっていますが、よくよく調べてみますと、それもそのはずで、ここに豊郷町公共施設等総合管理計画というのがつくられていまして、これが平成29年3月につくられて、令和4年3月に改訂をされているんですが、そこの農業系施設の欄に、ここは耐震状況は診断未実施とありますから、これは耐震診断がされていないんでしょう。

そこに注目すべきは、今後の方向性では、「用途を廃止し、解体・除去します」というふうにこの管理計画ではなっています。町がつくられた計画で、いずれにしても、将来に向けてこのゾーン全体をどうするのか、基本的な検討が必要だと思いますが、見解を明らかにしてください。

産業振興課長 議長。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質問にお答えをいたします。

まず1点、先ほどの再質問で、ガラス温室の面積、僕持っておりまして。すいません、伝え忘れまして。まず、奥の2棟の大きなやつにつきましては、合わせて1,375平米、もう1つの小さい方で約96平米でございます。

それで、再々質問のことなんですけれども、1点要望が出ておるといことで、確かに今要望が出ております。ただし、今、屋根部分が修繕して使用できるかどうかするか、また、取り壊してしまうかとかいうような選択肢がございますけれども、今後どう使っていくかというのもまだ未定でございますので、財政面についても相談する必要がございます。これからの課題とさせていただきたいというふうに思っております。

また、大町サブセンターの全体としてどうしていくかというようなご質問をいただいたんですけれども、こちらにつきましても今後の見通しについてはまだ定まっておられませんし、今後またどうしていくかの方向性を定める必要があるかなというふうに思っています。こちらについてもまた今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

村岸議長 次の質問行ってください。

鈴木議員 空き家の問題ですけど、先ほど様々な相談が役場に寄せられているという回答をいただきましたが、そういうのはちょっと少し具体的に様々な相談の内容を、明らかにできる範囲で結構ですので、様々な相談のうちの2つか3つぐらい、どういう相談があったのか教えていただきたいのと、その相談があったうちで解決されたものがあるのかどうか、また、対応中のものがあるのかどうか教えていただければと思うんですが。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、10番、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

様々な相談、まさに色々ございますけれども、代表的なものでいうと隣の空き家から木が、木とか草が非常に繁殖していて自分の家にかかってくるので切っ
てほしいであるとか、また、道路にはみ出ているのを切っ
てほしいであるとか、
あとは、軒が落ちていて瓦が落ちてきそうなので危ないので何とかしてほしい
であるとか、そういうようなものが代表的なものになります。

その中で解決されたものがあるのかということですが、相談や通報が
ありましたら、その都度所有者に対して適正な管理を行っていただくよう通知
をさせていただきまして、数字的にははっきりあれですけど、半分ぐらいは対応
をしていただいているかと思えます。ただ、やはり中には、相続登記が終わるま
ではちょっと手が出せませんという回答があったりですとか、また、何の反応も
見せない所有者さんもおられますので、そこについては粘り強く通知を送って
やっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

村岸議長

再々質問。

鈴木議員

はい。今回答がありましたように、まさに隣の空き家から枝がこっちに侵入し
てきて困っていると、それから、道路に出っ張って困っているというそうい
うことがないように注意をして管理してほしいというのが広報に掲載されたん
だろうというふうに思えます。そのうちの半分ぐらいが何とか頑張っ
て解決していただいているようですが、やっぱり問題なのは、例えば何の反応もないとい
うのは、これはやっぱりきちっと対応する必要があるんじゃないかなというふ
うに。まだもう少し待ってくれというのは、それなりに理解はできますが、今回
答にあったように、何の反応もないというようなところを、例えば、現状、町内
には300軒程度ぐらいの空き家があるんでしょうかね。大体10軒に1軒ぐ
らいですね。私の住んでいる杉でも53戸で五、六軒ありますから、大体10軒
に1戸ぐらいが空き家だという現状だと思いますが、そういう例えば何の反応
もないというようなところについては、例えば特定空家に指定をして指導を強
化していくとか、そういう具体的な対応が必要、今後対応が必要じゃないかと思
うのですが、見解をお願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長

議長。

村岸議長

清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、鈴木議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

反応のないものは特定空家ということでございましたけれども、特定空家

につきましては、特定空家に指定する基準というものがございまして、やはり建物全体が何度以上傾いているとか、そういうもろもろの条件がございまして。単純に木とか草だけがはみ出ているとかそういうのではまた特定空家には指定できないという、なかなか条件的にも厳しいので、直ちに特定空家というのは難しいかなというふうに思います。

反応がないと申しましても、やはり写真等をつけて繰り返し送ることで、相手方も反応が出てくる場合もございまして、今後も粘り強く現状を訴えて、管理していただくようにしたいと思います。

以上です。

村岸議長 次の質問行ってください。

鈴木議員 米づくりの問題ですが、現状については報告をいただきました。おおむね、何ですか、令和6年現在で、農地面積が358ヘクタール、そのうちの水田が343でしたかね。ですから、農地面積の97%が水田だという現状ですね。数年前に私がこの質問をしたとき、確か農地面積が約500程度でしたから、それから140ほど減っているんですが、そのときの回答で確か減った農地の半分が宅地に変わっているということだったというふうに記憶をしています。それから、遊休地、遊休地というのは、つまり、耕作放棄地で農業生産が再開できない土地が遊休地と呼ばれていますが、これが0.3ヘクタール、おおむねそういう回答だったというふうに思います。

実は担当課さんと幾つかお話しさせていくうちに、水田のうちで、令和6年現在で、担い手さんが耕作しているのが大方270か、ヘクタールぐらいだとお聞きしましたから、豊郷の水田の79%が、担い手さんが生産を行っているという実情だと思いますね。農地面積の97%が水田で、その水田の79%を担い手さんが担っていただいているというのが大まかな本町の農業の状況やと思うんです。

実はその担い手さんからいろいろお話を聞いてみたんですが、例えば田んぼ今作ってるんやけども、もう作れへんので持ってもらえへんかというようなお話があって、していく上で、幾つかやっぱり改善してほしい点があるというお話をお聞きしました。その1つのいわゆるホタです、ホタ。ホタの問題。小っこい田んぼを集めると、ホタがあって、そのホタを機械がなかなか乗り越えられたりいろいろできひんと。わしはしてもええけど、ホタを何とかしてくれんかというお話、何とかならないだろうかというお話が1つあったということ。

もう1つ、水費の水の問題ですね。水費、作ってもいいねんやけど、今水費が、それまでつまり、私とこも払っていましたが、作ってはる方が支払っているん

ですが、今担い手さんが水費を払っているところや、田んぼを持っている方が水費を払っている、いろんなケースがあるというふうにお伺いをしました。だから、統一性がなくて、逆にそれがいろいろあることで、いろいろトラブルを起こしているというようなお話もお聞きしました。

ふるさと納税の確か43%ぐらいが米を希望されているというようなことだったと思うんですが、昨年末にも米不足のときに、実は豊郷産の米がないということで、非常に厳しい状況になったということを担い手さんからお聞きしました。いろいろあったんですが、とにかく頑張っ、ふるさと納税に協力をしたと、させていただいたというお話もお聞きをしているんですけど、そういう意味では、これからの米がどうなるかはなかなか先行き不透明ですが、豊郷産の米の増産のためにも、先ほど申しあげましたホタの問題や水田の水費の問題だけじゃなしに、集積化をしていく上で、1つはこの2つの課題を検討していただきたいのと、どのような問題が課題として挙がっているのか説明をお願いします。

産業振興課長 議長。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目のホタを飛ばすことについてですけれども、まず、ホタ飛ばしにつきましては、農地耕作条件改善事業という補助事業がございますので、こちらは畦畔の除去等をさせてもらって区画拡大をするような事業なんですけれども、こういう事業がありますので、そちらの方をお願いしたいなというふうに思っております。

また、水費についてですけれども、水費につきましては、申し訳ございませんが、行政としては関与をしておらないので、水費をどちらが払うかについては個人同士の契約となっておりますので、今のところではちょっと関与をしていないということでございます。

また、もう1点の米づくりの増産についての課題ということなのですが、今後また国や県から情報提供があると思いますので、またそちらについては注視していきたいというふうに思っておりますのと、先ほど申しあげました農地耕作条件のホタ飛ばしなんですけれども、6集落の方の圃場整備したところについてはできる可能性もあるかなと思うんですけれども、一応これちょっと200万円以上という、事業費が200万以上という大きなちょっと条件がありますので、なかなか使うのも厳しいかなというものもあります。また、9集落の方につきましては、ホタを飛ばすだけではちょっと高低差が結構あるような田んぼが多いので、なかなかホタを飛ばすだけでは大きくなれないというよう

な課題もございます。

以上であります。

村岸議長 再々質問。

鈴木議員 はい。国や県が、方針はこれから出てくると思うんですけど、今おっしゃったように、なかなか補助金を活用しようと思ったら非常にあれが狭いんですよ、条件が厳しいんですよ。だから、だからこそ、豊郷産の米を確保するために、町独自で、それに上乗せでも条件緩和でもいいですけども、その制度設計は行政の方でやっていたらいいんですけども、つまり、豊郷産の米を確保していくためにも、そういう条件、今ある補助要件が使えるのだったら、例えばまずはその補助要件を緩和していくか、それに上積みできるような制度を町独自で考えるとか、そういうことを含めて、具体的に豊郷の米をどうしていくのかという計画をつくるべきだと思うんですが、最後に見解をお伺いいたします。

産業振興課長 議長。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質問にお答えをいたします。

農業の関係につきましては圃場事業がたくさんございまして、まず1点は国や県の圃場事業を活用していただきたいというのが1つかなと思います。また、なかなか9集落につきましては、その圃場事業が使えることが少ないので、なかなか農業してもらおうというような体制がなかなかつくりづらいのは確かでございます。ご質問等もございましたけれども、また今後豊郷町として何ができるかというふうに考えていきたいなというふうに思います。

以上です。

村岸議長 次の質問行ってください。

鈴木議員 安定ヨウ素剤の問題ですが、いろんなとこにいろいろ備蓄をされているというのはお聞きをしました。ただ、使用期限が切れているのが一部あるというお答えでしたので、気になりましたのは、検討したいというお答えだったんですが、使用期限の切れているものは早急に購入をしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

安定ヨウ素剤の問題は、振り返ってみますと、2020年の9月議会において、豊郷町の全家庭ならびに教育施設などに安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願が可決をされて以降備蓄されることになりました。備蓄先も、教育施設にするか役場にするか、いろいろ経過がありましたが、現状では役場に備蓄をされていると。これまでの回答では、もし万が一のことがあったときには、うちは小さいので役場から搬送するというような、大体そういうお答えだったと思います。

安定ヨウ素剤の予防配布については豊郷町地域防災計画の中でうたわれておりまして、その中では、放射性ヨウ素による内部被曝を防ぐため安定ヨウ素剤を服用させる必要がある。原発事故が発生し、放射性プルームが町上空を通過するおそれがある場合、甲状腺被曝を避けるだけ速やかに安定ヨウ素剤の配布及び服用を実施するとされています。ただ、同時に、これを実施するには、国の規定もありまして、地方自治体の長や担当者の判断が必要とされ、幾つかの障壁、問題があるということも承知をしています。

では、原発銀座と言われる福井の例えば大飯原発で事故が発生した場合、どれだけの時間で放射性プルームが豊郷町に飛んでくるかということですが、西風4.5の場合、おおよそ豊郷町約4時間30分で放射性プルームが飛んでくるという試算があります。ですから、それまでに安定ヨウ素剤を飲めば被曝を防げます。特に40歳以下や子どもたちが安定ヨウ素剤を飲んでおけば防げるということで、なぜ安定ヨウ素剤を飲めば被曝が防げるかというと、安定ヨウ素剤のどに集まれば、それでプルームの侵入が防げるということで、特に子どもに有効だというふうに言われています。

東日本大震災の折、福島県の三春町では、町長が本当に決断をされて、苦しい決断をされて、3,303世帯のうち3,134世帯に事前に安定ヨウ素剤を配布したところ、甲状腺がんの発症が1件だったと、ほとんどなかった。他の自治体に比べて非常に影響が少なかったということが今も報告をされています。その三春町の経験が生きた、こういう「あの日風しもの町で起きたこと」というタイトルでこの5月に発行をされました。この中には、町民の皆さんや町長の苦渋の決断をされた経過や、それから、担当者の様子が生々として書かれています。このときに中学生だった子ども7人が今最高裁判所に訴えを起こしているという状況もあります。先ほど使用期限が切れているということで、早速新しいヨウ素剤を備蓄してほしいと思いますが、あつてはなりません、原発事故に備えて体制の整備を再度求めておきたいと思いますが、回答をお願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、10番、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、今現在備蓄の方については役場で行っております。気温が一定に保たれているサーバー室に、常に一定温度で保管しているということでございます。

当初は学校であるとか各字の公民館であるとかに配布をしてそこで備蓄をお願いしようということも検討しておりましたが、やはり学校であると夜は無人になるであるとか、いろいろな条件を考えますと、先ほど議員も質問の中でおっしゃっていただいたとおり、小さな町ですので、役場から配っていても4時間半以内にはどこにいても届けられるのではないかとということで、役場の方で保管をさせていただいております。

また、福島のいろんな事例も披露していただきましたが、またその辺も含めまして、切れているゼリーの部分、また、検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

村岸議長 再々質問。次ですか。

鈴木議員 次。冷暖房費の問題ですが、回答で、事業を実施された年度をお聞きいたしました。質問で言いましたが、平成19年度に実施されて、近年は毎年恒常的に実施をされているという事業になりました。ところが、黄色の紙が今年の申請書なんです。そこには、豊郷町在宅高齢者支援助成金と書かれていて、広報どこ行ったかな。8月号の広報には、原油。ちゃうな。8月の町広報では、物価高騰支援事業、冷暖房費助成と、2つも3つも事業名があるんですよ。ぜひ整理をしておいてもらえたらなど。記入している意味はこれでよく分かるんですけど、ぱっと見たときに少し整理が必要じゃないかなという感じがします。

この事業、当初は灯油等購入助成、地域活性化・緊急安心実現総合交付金でしたか、一番最初が、で始まったと思う。その次が原油高騰対策事業となって、原油の高騰が大きくなって、高くなったときやるということで、その計算書も担当課の方でつくられて、平成25年、26年をそれに基づいて実施された。だけど、平成27年は、確かそれが、原油が落ち着いたとの理由で実施されなかったというような経過があったと思います。

この問題、これまでのこの議会で8回取り上げてきましたが、平成26年の9月議会では、この事業は多くの町民に喜ばれている事業でもあり、継続して、継続、恒常的に実施するべきではと質問いたしました。町長からは、恒常的な施策という感じでしたとの回答でしたが、先ほど申し上げましたとおり、平成27年度は原油の高騰が落ち着いたという理由で実施をされずに今まで来た。2018年の9月議会で今命が危ないとか言われていますが、当時初めて命に関わる暑さというのが出てまいりました。2018年9月議会で、命に関わる暑さに対する町の迅速な対応を求め、暖房費と同じようにエアコン電気代の補助を考えたらどうかということ質問し、夏の暑さ対策の検討を求めましたが、町長からは、1つのルールづくりが大切だと考える。軽々とは言えませんが、い

ろいろアイデアを提案していただければというような回答もいただきながら、2020年の9月議会でもエアコン等冷暖房への助成を求めました。そして、2021年からは冷房代として3,000円が上積みされ、現在の8,000円になりました。

いずれにしても、この制度は高齢者の皆さんに喜ばれている制度でありますので、今8,000円になっていますが、この異常な暑さの中、エアコンなしの生活は考えられませんので、さらにこの制度の拡充を求めますが、回答をお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

高齢者支援の助成事業の名称が様々になっており分かりにくいとのことでございましたが、広報でのご案内が、正式名称ではなく、以前からの通称の名称でのご案内しておりました。分かりにくいご案内をしてしまい申し訳ございませんでした。

あと、議員がおっしゃるように、いろいろな経過を経て見直しをかけ、現在の事業となっております。近年の異常な暑さについても痛感はしておりますが、町といたしましても継続した事業として行っていますことから、現状のままでお願いしたいと思っております。

以上でございます。

村岸議長 再々質問。

鈴木議員 本町は、例えば18歳までの医療費を無料化、県下に先駆けて、町長の英断で実施をしました。灯油等暖房も、県下でもいち早くうちの本町が取り組んだものであります。また、補聴器の助成についても、これも、県下の市町村で、うちの町が先駆けて、それまでは国の制度ではありましたが、町独自の制度としては本町で初めて取り組んであります。小さな町できらっと光る町政をというのをこれまでも求めてまいりましたが、シンプルに最後に町長に見解を願いますが、ぜひ重ねて、エアコンというか冷房費の上積みを決断していただきたいということを最後に町長にお願い、見解を求めておきます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再々質問のことで、おっしゃるように、何で8,000円か、もうちょっと切りのええ額にせよという、そういうようなお声もありますし、ある一方では、ほんなもん何で65歳や、もっと下までという

お声もあります。いろいろな声を聞きながら、一応こういうような状況の中で、65歳からということを見せていただいたという、その点がありますので、その点はどうかご理解のほどよろしくお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

村岸議長 次に、長谷川貴康君の質問を許します。

長谷川議員 よろしく申し上げます。

学童保育について質問をさせていただきます。

今、保護者の方の就労形態は多種多様になっており、土曜日の毎週開設を提案いたしますが、答弁を求めます。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、長谷川貴康議員の学童保育についてのご質問にお答えいたします。放課後児童クラブの土曜日の毎週開設をご提案いただきましたが、現在土曜日の毎週開設は実施する予定はありませんので、ご理解をお願いします。

以上です。

村岸議長 再質問。

長谷川議員 学童保育の目的、保護者の就労支援、子どもの健全育成、子どもの居場所づくりと書かれている。解消する日数と時間、通常利用日は、学校、授業のある日は3時間ぐらいですかね、放課後、と1日利用日、長期休暇、土曜日開設をしているところが多いと書かれていました。児童福祉法第21条に、「市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない」と書かれている。この辺に対して答弁をお願いします。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、長谷川議員の再質問にお答えいたします。

児童福祉法等々についてご提案をいただきましたけども、昨年度、毎週実施の方はしておりませんが、月1回、今年やっておりますし、昨年度もやっております。昨年度、土曜日12回開催いたしました。利用された方が2名ということですので、今、現時点で保護者のニーズの方は、多少あろうかとは思いますが、現時点で利用者の方が少ないという現実の方もございますので、毎週の開設の必要性は高くないというふうに考えております。当然毎週開設の方をしますと、指導員の確保の方も必要ですし、当然運営コストの方も増加していく。現状の利

用人数の方が少ないという現状の方も踏まえると、現時点で毎週開設するようなニーズはないというふうに考えております。

以上です。

村岸議長 再々質問ですか。

長谷川議員 はい。今、豊郷町では2名、4名の利用者がおりますが、豊郷町だけでは無理ならば、彦根、愛知、犬上のほかの事業所と協力し合い、毎週土曜日の公設学童保育の開設はできないものだろうか。本町では条例を変える必要がありますが、その辺も考えて、もう一度答弁をお願いします。

教育次長 はい、議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、長谷川議員の再々質問にお答えします。

他市町との協働ということでご提案の方いただきましたけども、放課後児童クラブにつきましては、それぞれ条例であったりとか規則で運営形態の方を定めておられますし、他市町の運営の規則の方をご覧いただければ分かると思いますが、当該市内に居住している方が利用するというふうに書いておりますので、そもそも放課後児童クラブには広域利用という制度の方がございませんので、その点お含みいただきたいのと、当然うちの方から、うちがやっていないので、よその市町を利用する場合、よその市町が他市町の放課後児童クラブを受け入れるというふうな形をとっていただかないと駄目ということで、うちの方から働きかけをしても、当然他市町の子どもさんを受け入れる必要はないというふうにお断りされるであろうというのもありますので、現時点では考えていないということでございます。

先ほどからも申し上げておりますが、放課後児童クラブの土曜日の開設につきましても、それぞれ、今も2名。4名とおっしゃられましたけど、完全に2名しかおられませんので、かなりニーズの方が少ない。今年度に入りまして、少しニーズの方が増えてきましたので、もう少し枠の方の拡大については今後検討していく課題であろうかなというふうには考えておりますが、現時点で、いきなり毎週にするということは考えておりませんので、ご理解の方をお願いします。

以上です。

村岸議長 次の質問行ってください。

長谷川議員 大規模災害時の避難所の基準、備蓄品についてお尋ねします。

南海トラフ地震など災害時に何名の方が避難所に来られ、何日避難されると想定しているか。私は、避難所の広さ、備蓄品の数量も足りていないと考えていますが、答弁をお願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、1番、長谷川議員の大規模災害時の避難所の基準、備蓄品についてのご質問にお答えします。

本町の防災計画におきましては、滋賀県が実施した被害想定を基に、食料については、鈴鹿西縁断層帯における3日後の避難者数1,913名、生活必需品については1,052名を対象に備蓄目標を設定しています。避難所の広さについては、能登半島地震の際に、町の保有する施設以外にも、宇の公民館やお寺や民家が臨時的に避難所として使用されていまして、食料や生活必需品についても、応援協定や国からのプッシュ型支援で、町外からの物資が搬入されていまして、また、災害の規模や被害状況によって臨機応変に対応していくこととなると考えております。

以上です。

村岸議長 再質問。

長谷川議員 令和3年度3月改定の豊郷町防災マップを見ていると、南海トラフ地震が起きれば、震度6弱、液状化現象が起きる可能性が極めて高い居住地が多いことが分かります。このことから、住民一人ひとりの備えも大事だが、避難所に来る方々の命を守る避難所にしていただきたい。液状化現象が起きると、救援物資も速やかに来ると考えられない。南海トラフ地震が起きると、広範囲にわたり、そういう箇所が存在するようになってくる。そうなる、もう少し備蓄品を多くした方がいいのではないか、企業とも連携して、避難所をもう少し多くした方がいいのではないかと考えますが、もう一度答弁をお願いします。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、1番、長谷川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

食料や生活必需品の備蓄目標としましては、発生後3日間は、役場のみならず、住民の備蓄または流通の備蓄も含めて対応するという事になっております。そのうち、町の備蓄は、3日間のうち1日分、3食で、流通備蓄が1日分、それと、住民さんの備蓄でもう1日分ということで、何とか3日間を耐え忍んでいただくということで、その中で、町は合計約6,000食を用意するという計画に

なっています。一方で、実際の備蓄につきましては、パン6,500個、米も5,000食、ビスケットも3,000個等、何とか1日分の備蓄に足りているかなというふうには考えております。

議員もご承知のとおり、備蓄品につきましては賞味期限がございます。何年かに一度は当然買換えが発生します。防災訓練のときに、切れる前に皆さんでお試してくださいということでお配りもさせていただいておりますが、過大な備蓄を抱えますとロスになる部分も大きくなりますので、町に対する負担も増えてきます。やはりバランスを考えながら用意させていただきたいと思っています。

以上です。

村岸議長 再々質問ですか。

長谷川議員 はい。備蓄品のことに関しては大体理解しましたが、避難所の居住スペース、広さですね、それと、別途の数が全然足りていないと思うんです。その辺は、スフィア基準とかそういうのを見てみると、やっぱり居住空間は3.5平米以上というふうに書いてありますが、そんなのは無理な、今本町の状態を見ておったら無理やと思います。どこまで近づけていけるか。それと、防災所の畳マット、あれは机の上に置いて使用するのか、それとも、床に置いて使用するのか。床に置いて使用する場合は、下からの熱が、体温とかが吸収されてしまうので、体の調子を悪くして、災害関連死というものにつながっていく可能性も高い。そういう状況をなくすために、段ボールベッドとか、床から離れた、寝るような避難所にしてほしいというふうに考えますが、答弁をお願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、長谷川議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

避難所の設備面のお話でございますけれども、広さについては、今おっしゃったようなスフィア基準ですか、それにはなかなか厳しいものがあるとは思いますが、またその都度、本当に体育館があふれるほどの避難が行われるような場合ですと、例えば学校ですと教室が使えるであったり、その他の施設、それこそ民間の施設というか、各個人のお宅で無事なところとか、先ほど申し上げましたお寺であるとか、そういうまた別のところが利用できるのではないかなというふうに考えております。

また、畳マットの件ですけれども、畳マット、町も備蓄というか、用意しておりますけれども、それ以外にも当然段ボールベッドも用意しております。昨年の防

災訓練でも、皆さんに組立ての訓練、体験をしていただきましたし、今年の防災訓練でも段ボールベッドの組立てを体験していただくことにしておりますので、また追々数が増やしていければというふうに考えています。

以上です。

村岸議長 次の質問行ってください。

長谷川議員 続いて、農業施策について質問します。

就農者や農地の未来を守るために、どのような施策を考えておられるか、お尋ねいたします。

産業振興課長 議長。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 それでは、長谷川議員の農業政策についてお答えをいたします。

就農者の方には、それぞれの規模や実施されている農作物等、いろいろな農業形態の方がおられます。国の補助金についても各種いろいろなメニューがございますので、一律に農業者とお聞きになられてもお答えできませんので、できましたら個別にご相談いただけたらなというふうに思います。

また、農地の未来につきましては、第一種農地、いわゆる青地として指定されている農地につきましては守る農地となっております。特に総合計画で田園ゾーンに指定されている6集落につきましては、農地として、集落営農組織や担い手さんの力で守っていただいております。今後も国や県の補助金等を活用できるよう情報提供等をさせていただきたいと思っております。

村岸議長 再質問。

長谷川議員 第5次総合計画の中で6集落の方向性は書かれていました。でも、それ以外の9集落の未整備田、就農者に対する方向性はどうか。この9集落では、水の来ない農地、素掘りの用水路、ひびが入り水が漏れる用水路、大規模農家の農機具が入らない農地、手間のかかる農地は誰も米づくりはしたくないです。条件の悪い農地は遊休農地になってしまう。未整備田の条件の悪い農地でも30代40代の方々が耕作しているんですよ。未整備田の農地には水路の整備が必要と考えますが、どのように考えておられるか、答弁をお願いいたします。

産業振興課長 議長。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 長谷川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、議員おっしゃるとおり、6集落と9集落とでは農業の形態がかなり違うものでございます。ご質問いただきました用水路につきましては、9集落につきましては、9集落、6集落ともですけど、用水路につきましては基本各字で管理

されているものが多い状況でございます。

まずは各県の農業組合長さんや水利組合に確認をしていただきまして、どのような理由で水が来ないのかとかいうのを考えていただきたいと思います。その後また何かございましたらご相談いただけたらと思います。

以上です。

村岸議長 再々質問。

長谷川議員 今各字の農業組合とかそういうところが管理しているとおっしゃいましたが、今の就農形態見ていると、その字の方が田んぼを借りてやっているところというのは少ない。大規模農家の人なんかは、あっちこっちでやってはる。そういうところが、水が来ない、田んぼが入れない、そういう問題で、遊休農地になってしまうという箇所も増えてきていると思うんです。そういう自分たちの字の人が作っていないところ、大規模農家から自分とこで直したらええ、水路を直したらええやんとか、そういうふうな状況に行っていないか、今の農業の就農形態に沿った決め事なのか、そういうことから考えると、やっぱり町の方がもっと、町行政の方がもっと入っていかなあかんと思うんです。でないと、9集落の農地を守っていくことはできないのではないかというふうに考えております。

それで、9集落の農地は、第5次総合計画を見ていると、住宅ゾーンであった。それで、あんまりてこ入れしていないのかなと。そんなことはないと思うけど、そういうことも関連するのかなというふうに思うんですが、農地をどういう方向に持っていくのか。農地を守るのか、それとも住宅ゾーンの方に進めていくのか、その辺の見解をお願いいたします。

産業振興課長 議長。

村岸議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 長谷川議員の再々質問にお答えをいたします。

用水路につきましては、先ほど申し上げたとおり、字で管理されているのがほぼですので、大規模農家の方も何か不都合がありましたら、まず字の方にご確認いただけたらなというふうに思っております。

また、9集落の農地ゾーンと住宅ゾーンの話なんですけれども、確かに難しい問題がありまして、一応、住宅ゾーンですけれども、青地としては残っておりますので、農地としては、守っていくところは守っていかなければならないというふうに思っておりますけれども、今後町の施策として考えていかねばならないと思っております。

以上です。

村岸議長 ここで暫時休憩といたします。再開は10時25分から行います。

(午前 10 時 14 分 休憩)

(午前 10 時 25 分 再開)

村岸議長 再開します。

次に、河合勇君の質問を許します。

河合君。

河合議員 職員の服務について問います。

私は、令和 6 年 6 月と 9 月定例会の一般質問において、法令や条例等を守るのは職員として鉄則の鉄則だと言いました。地方公務員法では、一般職と特別職とがあり、町長を含めて全てが地方公務員です。

また、法の第 2 条では、地方公共団体の全ての公務員に関する条例や規則の規定が地方公務員法に抵触する場合、この法律の規定が優先されます。当然のことです。そして、第 3 2 条、一般職の「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い」及び第 3 3 条、「その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」ならびに第 3 4 条、「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする」と規定されています。

また、地方公務員法を守らなければ、懲戒や罰則規定があることも皆さんは承知の上、当然ながら倫理感を持って職務専念の義務を果たしていると思います。

このことを踏まえ、以下のことについて質問をいたします。

1 つ、内部統制の目的は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令などの遵守、資産の保全と言われますが、このことについて町の見解を求めます。

2 つ、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務について、具体例による町の見解を求めます。

3 つ、議員が長や担当課長に対し依頼すれば何でも聞くのか、答弁を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、11 番河合議員の職員の服務について問うのご質問についてお答えをします。

まず 1 点目の内部統制についてですが、地方公務員の内部統制とは、住民の福祉の増進という組織目標を達成するために、町長が主導して事務上のリスクを洗い出し、対策を講じることで、法令を遵守し、不正、ミスを防ぎながら、行政

サービスを適正かつ確実に提供する組織的な仕組みと考えています。

2点目のご質問については、議員のご質問にあるとおり、地方公務員法第32条から第34条までにそれぞれ規定されており、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を保障するため、地方公務員としては当然遵守すべきものと考えております。

3点目については、議員のみならず、様々な方からのご依頼、ご要望に対しては、基本的には各字の区長さんを通じて要望をいただくことにはしておりますが、可能な場合は対応させていただいておりますし、不可能な場合はお断りさせていただいております。

以上です。

村岸議長

再質問を。

河合議員

今、課長が答弁されましたとおり、遵守するのは当然のことであります。

それと、3点目ですが、議員が町や担当課に対して依頼すれば何でも聞くのかというような答弁は、ちょっと私何か抜けたような。聞いたんかな。ただ、こうやって、何が聞きたいかという、ここへ間違っ来ておる人おるんじゃないかと。バッジをつければ、何でも言うたら行政が聞くんじゃないかというような覚えで私は来ている人もおられるんじゃないかなと。そういうような声も聞きますので。これは、実は今、担当課長が言われますように、当然この条書は課長のおっしゃるとおりですよ。私は何も言いませんけど。ただ、3つ目に対しては、これはいつもではないやろうけど、それは行政がしっかりと、来た者の言うことを現状把握して、なぜ今の現状がそれになっているかということ把握してもらって、私はするなと言いませんよ。当然しなあかんことですよ、言われれば。ただ、昨日今日のことじゃないと思うので、指摘があるということは。万が一そういうような指摘があったら、まずは現場に行って、その現場周辺のことを勘案されまして、それで行政が、これはやむを得んなどというようにご判断をさせていただいて、私はやるべきだと思いますけども、どうですか。

総務課長兼

企画振興課長

議長。

村岸議長

清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、河合議員の再質問にお答えをさせていただきます。

3点目の要望のところですけども、1度目でもお答えしましたけども、可能な場合は対応させていただいておりますし、無理な場合はお断りをしています。議員のおっしゃるとおり、現状、当然何らかの要望があった場合は現地を見に行く

なりしまして、また、やっていない場合には、過去に何らかの経緯があつて、あえてやっていない場合もあるということも重々承知しておりますので、その辺の過去の経緯も含めまして、対応をできるものはするし、できないものはお断りするということで、今後もやっていきたいと思っています。

村岸議長 再々質問。

河合議員 次。

村岸議長 次の質問ですか。

河合議員 もう結構。

村岸議長 次行ってください。

河合議員 三度、墓地の設置及び管理に関する条例についてを問います。

私は、3月定例会において、大町墓地及び三ツ池墓地について質問をしました。本町の墓地の設置及び管理に関する条例第4条に、墓地の管理は町長だと現在も明記されております。これは町長が墓地の管理者であるということです。改正が平成18年であろうが、当時の答弁を持ち出そうも、法令や条例、規則を守り義務を果たすのは我々議員、行政でしょ。

私の質問に担当課長は、議員のおっしゃるとおり、墓地の管理は町長が行うと明記されております。また、当時の会議録では、道路等の管理につきましては、当然、町が行ってこんならんということでございますが、その永年貸与を受けたところの除草とかは、そういう周辺につきましては、当然、地元の利用されている方々が対応していただくということになってくると答弁をしておりますと答えています。

そこで、1点目、「道路等の管理」は墓地全体を指し、2点目に、「永年貸与を受けたところ及び」は個人の「墓石が立っている個々の区画並びに区画通路」のことだとそれぞれ理解すべきと私は考えます。再度聞いておきますが、条例の第4条には何と書かれていますか。答弁を求めます。

次に、私がいつも言っているように、大町墓地は、大町、高野瀬、沢、下枝、杉、日栄、石畑、八町等それぞれ東西南北に墓地の使用者が分散されていることでいえば、事業における自治区画の変更のとき、行政が整理すべき条件ではなかったのかと疑問に思います。また、私が、無断で長谷川貴康氏が実弟と金銭を募りに歩き、町の許可もなし、既設の水道設備を勝手に交換したが、どう対応するのかと一般質問しました。何と担当課は、何も言うことはありませんと回答しております。

そこで、私は、町の資産、言わば町民の財産を守る必要があると判断したことから、長谷川貴康氏の議員辞職勧告案を提出しました。長谷川貴康氏は、説明と

既設の設備をこれからどうするのかは、議員として説明責任を果たす必要があります。いつまでも知らないでは通じないと思います。

議場で今村恵美子氏が反対討論を行ったので聞いていましたが、すると、河合の提案内容には、信憑性がないと議場で言い切りました。これ、討論でなければ、私は、今村氏に、あなたは何も知らない、好き勝手なことを言うなど言いたい。採決では、私以外賛成者はありませんでした。

本町には、条例、法が分かっている者がいるものなのかと疑問に思いますが、町は町民の資産・財産を保全する義務があると考えますが、答弁を求めます。

私が何年か前。これは、すいません、議長。この文言、削除してもらえますか。読まなあきませんか。行きます。私が、何年か前大町区の役を務め、会計を見たら、何と墓地の電気料金、防犯灯2基、水道料金、大町区の支払いになっていました。改めて、町の管理である施設の電気代を町が負担する必要があると思いますが、答弁を求めます。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 河合議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1の条例の第4条には何と書かれていますかについては、墓地の設置及び管理に関する条例の第4条には、「墓地の管理は町長が行う」と書かれています。

次に、2の町は町民の資産財産を保全する義務があると考えますが、答弁をについてですが、町は公有財産を保全する義務があると考えます。

最後に、3の墓地の電気料金、水道料金については、町の負担ではなく、これまでどおり地域の共同墓地として運営をいただきたいと考えます。

答弁は以上です。

村岸議長 再質問。

河合議員 今、担当課から言われたとおり、第4条は、変わりなく、管理責任者は町長やとはっきり述べました。先ほど私の前の者の発言の中では、第何条第何項のことを言っていましたけど、分かっているはずですよ、中を見たら。分かっているのかかわらず、こういうことをしとんですから。自分の条例は分かって人の条例は分からんと、こんなばかげた話はないと私は思いますよ。

そこで、私の個々の考え方ですと、ここにも書いたように、永年貸与は、書かれたとおり、所有権は町ですよ。それを墓石の方々は使わせてもらっているんですよ。だから、私は前回も、前回も墓石等々の周りは当然のごとく、所有者、使用者がやって当たり前、こんなことを私はちっとも町には要請はしていません。

ん。条例に基づいていいますと、管理者が町長と言うんですから、管理は全体のことを言っているんですよね。皆さんはどうか知らんけども。永年貸与は分かりますよ、私は。だから、永年貸与以外のことは、これは町の管理、管理者は町長になっておるんですから、私は町が持つべきだと思っております。

そこで、私は一言言いたいのは、今のこのあとのことにも触れますけども、三ツ池地区は、東西一本に、ば一っと安食南まで行っているんですよ。どこまで行っても安食南以外の私は町名はないと思うんですね。だからまとまるんですよ、正直。まとまります。何を言うても、三ツ池一本でいっていますのでね。ただ、わが大町地区はですよ、これは、確かに所在地は大町ですよ。ならば、杉、日栄は、豊郷町に16字で載っておるんちゃいますか。大町じゃないでしょ。墓石だけでしょ、大町は。字でいえば別でしょ。16字に、町条例に載っとるんですから。だから、私の言いたいのは、大町は、昔はそれでよかった。私は何も批判しませんよ。ただ、同和対策事業ですよ。これだけ分散されて、今言われたように、6つも7つも8つも区、家に分散されているんですよ。だから問題が起きるんですよ。これは1つの字と違うんですよ。町が1つの字と見ていたら起きないですので、私はぜひとも、前回条例改正があったときにも、私はこれはするべきやと思いますよ、私は。中に文言を入れて。今言われたように、三ツ池は何ら問題もなく運営されているんですよ、運営を。私もそういうような点でも、ちょっとこれから行政、考えていただいて、変えるにしろ、いろんな文言を入れていただいて、実施をしていただきたいなと思います。そこですよ。

私はなぜ長谷川貴康氏に対して議員辞職の提案をしたかという、条例が分かっているながら、この墓地条例を何とと思っているのかと。私の言いたいのはね。今村恵美子氏のこの反対討論ですよ。何をもちて私にこういうこと言うたんかと。私は、これ、討論だから何も言わなかったけど、これ、質疑だったら直ちに言うてますよ。何を基にこんなこと堂々とやったなと思って、皆さんにこの議場で。そうでしょ。ここは大町、三ツ池の集会じゃありませんよ。仲よしこよしじゃありませんよ。ここは条例に基づいて私は提案しているんですよ。豊郷町条例に基づいて。私は個々に提案していませんよ。そうでしょ。それをいとも簡単に、反対討論で、こんなことを議場の公の前で話す。何を根拠に言うたか。

ちょっと私は本当に今村氏の反対討論に対しては、ほんまに大変頭に来ていると、自分の言葉で言うたら。ここにも当時の私の質疑、質問と答弁書が、私、抜粋して持っていますよ。ここで一言言いたい。令和7年9月2日、全協がありましたよね。全協の後に長谷川貴康氏と議論しましたよ。そのときに、第三者におってもらいました。何と本人の口からですよ。俺は水道既設設備交換を担当住

民課長から許可もろてますと言い切りましたよ。どこ見ても載っていませんよ、答弁書には。町長もね。私は町長に聞きました、ご存じですか。ということは、そういうような答弁はなかったですよ。私も何度も見ましたよ、ここにありますがね。今朝も見に来ました。間違っておったら、私は、発言が間違っておたらごめんですけど、これは本人が言うたんですから。私が言うてませんよ。自分から言いました。俺は許可もろとんのやと。私は、住民課ですか、誰ですか、誰かと言ったら、はっきり名前を言いましたよ。

そこで、本当に長谷川貴康氏の言うように許可したんですかどうかわかりますけど、本人はそう言うてますから。今村氏にも言いたい。何を根拠に私に対してこういうふうな文言を言うたのか、信憑性がないのかと。私は安直な、安易な気持ちでここに提出していませんよ。逆に言いたい。日本共産党はそういうことしか言えないのかと。そうでしょう。常に人をばかにしたようなことを言いますが、前々回のときも、私に対して誤りがあったから、私黙っていましたけど、今回この内容を見てどうですか。こんなことをこの場で言えるわけがない、議員として。何を根拠に、本当に何を根拠に私に言うたか知りたい。

村岸議長 河合議員、行政の方に向かって言ってください。今は。

河合議員 行政ですよ。

村岸議長 今、議員に言うてるようなふうにとられますので。議員間の話になっていますので、できるだけ簡明にこっちへ言ってください。

河合議員 だから、議場でこういうふうな発言をされますと、同じ者として、私はどうですかということ行政に聞いているんですよ、私はね。だから、今、何回も言いますよ。日本共産党は、私の提案に対しては、常にこういうふうな文言で物を言うてますよ。私何回も言うてますけど。あまりな冒涇はやめてほしい。そう言いたい。何か反論があったら、構へんから言うてくださいね。ただし、今、先ほど言うたように、担当課、本当に長谷川貴康氏に対して許可をしたのかどうか答えてください。わし、今これ、再質問やな。

村岸議長 再質問です。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 河合議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、墓地につきましては、地域の共同墓地として運用いただきたく、利用されている皆様で判断されるべきことであると捉えておりますので、役場が墓地の運用についての判断や許可をするものではないという認識を私は持っておりますので、許可をしたという覚えはござ

いません。

以上です。

村岸議長 再々質問。

河合議員 今聞かれていますよ。許可はしていませんと、担当課長が申されました。これってどうなるんですか。許可を取ったというのと、行政の担当課長に対して許可を取ったと言うんやけど、担当課長は知らない、言うてませんと。えらい問題ですよ。問題だと思えますよ、私は。また、行政は問題にするべきですよ。そうでしょ。名誉毀損じゃないですか、もしこれに当たってれば。言ってもいないものが、個々の固有名詞をしっかりとしゃべる。私は、するせんは個人の勝手ですけども、私にすれば、間違うておったら間違うておったで、行政にはやっぱりしっかりと専門の弁護士を雇っているんですよ。相談すべきですよ。私は、墓地の件に関しても。私は、何回も言いますが、法と条例に基づいて提案しているんですから、その法と条例を無視した者が、あんな反対討論言えますか。無視しておく、無視を。法令にも、条例にも。私は条例に基づいて提案しているものに対して、無視している者は、賛成私1人ですよ。私が間違うておるんですか、法令、条例を。それを言いたい。しっかりと顧問の弁護士がおるんやから、それは行政の私は責任やと思えますよ。だから、行政として、一度相談してやってみたらどうですか。この担当課長の発言にしても、両人、両方に関しても。これ、最後に町長に一言だけちょっとお願いしますわ。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 河合議員さんの再々質問にお答えいたします。

私、6月の議会には、ポンプの替えるのに町長はどのように聞いたかということのときに、一言声をかけていただいたらありがたかったなど、そのように答えました。

そういう状況ですから、しっかりと今の状況を踏まえながら、墓地の管理運営につきまして、しっかりと弁護士と相談しながら解決に向けて進んでまいりたいと思えますので、どうぞよろしく申し上げます。

村岸議長 次に、井上喜美子君の質問を許します。

井上議員 議長。

村岸議長 井上君。

井上議員 それでは、町長にお尋ねします。空き家対策についてです。

空き家は、雇用の機会や生活利便施設の充実を背景に、若者の社会移動、(人の移動)による人口減少と出生率の低下や死亡率の増加による自然減少の両方

が要因となって増える傾向にあると思います。

このことから、長年、適切な管理が行われず、雑草や雑木が道路や隣家に伸びるなどの問題を引き起こしています。

町は、これまで土地家屋の所有者や相続人に対して幾度となく除草や枝切りを要請しての解決を図ってきましたが、抜本的な解決には至らず、一時的な対応となっているように思います。

しかし、適切な管理が行われない空き家を放置することにより、防災、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものではないかとの懸念もあり、生活環境の保全を図るためにも、空き家に対する施策を進める必要があるのではないかと思います。

そこで、以下のことについて質問します。

1つ、町は、空き家・空き地情報バンクの登録を募集していますが、町のホームページの中で、「豊郷町への移住・定住を希望されている方に空き家・空き地の情報を提供するものです」としています。これは全都道府県の方々を対象に想定してのことでしょうか、答弁を求めます。

2つ目、全都道府県の方を対象だとして、移住・定住を考えますと、住む場所以外に働く場所が必要になると考えます。町は、利用者や購入希望者に対してどこまでの支援をお考えですか。仕事探しにも協力をするお考えはありますか、答弁を求めます。

3つ目、既に空き家バンクによって契約が成立し、移住・定住されている件数は何件の実績がありますか、答弁を求めます。

4つ目、全国の各市町を見ていると、移住・定住に結びつけるための施策をいろいろと考え、実践されています。利便性、働き場所の多さでいえば各市だと思えますが、豊郷町の売りは何だと思えますか、答弁を求めます。

最後に、町は、空き家や空き地の情報提供のみを行い、あとは、滋賀県宅建宅地取引業協会にお願いするお考えのようですが、それだけで移住や定住を考えるきっかけづくりとなるのでしょうか。売る側、買う側の利点は何だとお考えか、答弁を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、3番、井上議員の空き家対策についてのご質問にお答えをします。

まず1点目の空き家バンクの対象ですが、全都道府県が対象となります。

2点目の移住者への職探しの支援ですが、県と連携して、移住・定住の促進や、中小企業等における人材不足の解消に資するため、東京圏から県内に移住し対象中小企業に就職した場合、移住支援金を補助する制度があり、支援を行っています。

3点目の空き家バンクの成立件数ですが、成立、移住ともに3件です。

4点目の豊郷町のアピールポイントですが、程よい田舎で、町内には病院、スーパー、飲食店、鉄道駅など、生活に不可欠な施設があり、交通の便もよく、また、高校生世代までの医療費や小中学校の給食の無償化など、子育て施策が充実しており、高齢者には、すまいるたうんばすや補聴器の補助金など、全ての世代に優しい町であるというところではないかなというふうに考えています。

最後に、5点目ですが、空き家バンクにつきましては、移住を考えておられる方に選択肢を提示するものであり、それ自体がきっかけになるということは考えておりません。バンクを利用するメリットとしましては、売る側、買う側双方に役場が関わることによる安心感があります。また、子育て世帯が空き家バンクで家を購入した場合、修繕の費用を補助する制度があります。

以上です。

村岸議長 再質問行ってください。

井上議員 いろいろな、今、課長からの答弁で、補助等があるということは分かりましたが、空き家情報として、宅建業協会への流れだけでは、来訪者のきっかけ、地域との接点が弱く、移住・定住にはつながりにくいのではないかなとは思っています。

全国では、物件紹介を前段に、体験、仕事、学び、人間関係づくりを挟んで来てもらうようなきっかけを用意している自治体が成功を出しています。例えば北海道であれば、移住コーディネーターが必要な時間だけをコーディネートし、地域での偶発的な出会いを設計、価格や施設情報も公開。豊郷町なら町内に暮らし、住宅を小規模でも一、二戸用意し、週末、平日で体験メニューなどを用意し、低負担プラン設定などで実施してみてもどうか。

定住してもらうに当たっては、やっぱり豊郷町に何かメリット、また、この物価高騰の中、年金生活者、低所得者、母子家庭の方など、民間の賃貸を借りるには負担が大き過ぎるなどの問題も発生します。そこで、町として空き家を、年金生活者、低所得者、母子家庭の方などが利用しやすくなるような施策を考えるつもりはございませんか。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、3番、井上議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、全国には様々な移住体験を提供しておられる市町村があることは承知をしております。ただ、本町におきましては、滋賀県の方で移住コーディネーターが設置されておりますので、滋賀県と協力しながら移住を進めて、首都圏等でも移住フェア等には情報を提供しているところです。

一方で、町内の体験の場が用意できないかというようなことでしたけれども、そもそもうちに登録されている空き家の数が少ないということと、また、その空き家につきましても、空き家になってからの年数がたっている物件が多く、すぐに住めるような物件というのはなかなかないということで、やはり一定の修繕をしてからでないと住めないのも、なかなか体験に住んでもらうというのは難しいと。また、中に残されている物が多い物件がございまして、成立したら片づけますというような条件で出されているものもございまして、なかなか体験に使える物件がないということで、難しいということでございます。

以上です。

村岸議長

再々質問。

井上議員

豊郷町の中をいろいろ歩いていますと、そこらじゅうで空き家がごろごろとあります。でも、さっき課長の答弁では、空き家バンクに登録しているのは3軒という答弁でしたが、そういう空き家を、いろいろそこらじゅうにある中で、空き家バンクに登録してもらえるような施策を今後考えていってほしいと思いますが、そこら辺はどうですか。

総務課長兼

企画振興課長

議長。

村岸議長

清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、3番、井上議員の再々質問にお答えします。

登録してもらえるような施策ということでございますけれども、町といたしましても、空き家のまま放置されるよりは、やはり登録していただいて、新しい方に住んでもらえるのが何よりやというふうには考えております。

一方で、空き家バンクを使わずとも、幸いなことに、町内では空き家が流通しているという現実もございまして、またその辺とのバランスも考えながら、何かいい施策がないか検討していきたいと思っております。

以上です。

河合議員

(マイクオフのため聴取不能)

村岸議長 次に、西澤博一君の質問を許します。

西澤議員 議長。

村岸議長 西澤議員。

西澤議員 それでは、認定こども園についてお聞きいたします。

認定こども園とは、幼児教育・保育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育園の両方のよさを併せ持って、就学前の教育・保育を受けられる新たな選択肢として、2006年に制度が誕生しました。

目的は、子育て家庭の多様なニーズに対し、待機児童問題の解消や子どもの健やかな成長を支援するもので、認定は都道府県等が行い、条例に認定基準が定められています。

そこで、本町において認定こども園の設置を考えてはどうかと思いますが、答弁を求めます。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、西澤博一議員の認定こども園についてのご質問にお答えいたします。

本町においても認定こども園の設置を考えてはどうかのご提案ですが、児童数の減少等、社会的要因により、将来的に認定こども園の設置について検討すべき案件と認識の方しておりますが、現時点では設置に向けて具体の検討は行っておりませんのでご理解をお願いします。

以上です。

村岸議長 再質問。

西澤議員 今回の答弁では考えていないということでありました。

それでは、各自治体、地域の様々な環境、立地条件、財政的な問題等もあると思います。近隣では、甲良、多賀、愛荘などにも認定こども園があります。また、東近江市、長浜市、大津市においては数多くの認定こども園があるのはありますが、地域の家庭の事情で存在していると私は思います。

そこを踏まえて何点か質問をしたいと思います。

共働き世帯の増加と待機の児童の問題について、両親が働く世帯が増加する一方で、保育所の入園希望者が増加し、待機児童の問題が社会的な問題となっております。

まず2点目、幼稚園の利用者の減少なんですけども、やはり共働き世帯の増加により、専業主婦家庭が減少した結果、幼稚園の利用者が減少し、定員割れが起こっていることが深刻な問題になっているかと私は思います。

もう1点ですけれども、幼保一元化の政策の推進なんですけれども、問題を解消するため、幼稚園の教育機能と保育所の保育機能を幼保一元化という形で、両方の機能を備えた施設を設けてはどうかというふうに考えております。

また、4つ目なんですけれども、子育て支援の関係なんですけれども、認定こども園は、通園する園児の家庭だけではなく、地域の子育て家庭を対象とした相談や親子の集いの場などの子育て支援事業も行い、子どもの不安の軽減を図ることがあると私は思うんですけれども、あと、この4点が一番お聞きしたということと、あと、課題なんですけれども、やはりうちの町も含めて、ほかもあるかと思えますけれども、まず、保育士の確保がまず問題かと思えます。認定保育園の園によっては、保育士の待遇に問題があるというのも聞いております。

もう1点ですけれども、それを行うに至って、施設整備等など財政的な課題もあるかと思えますので、その点についても答弁を求めたいと思えます。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、西澤議員の再質問にお答えいたします。

4点ほどいただいたかなというふうに思うんですが、まず、待機児童に関しましては、当然保育士の確保が今のところ難しいので、待機児童が生じているという現状の方がございますので、その点、以前から何度も一般質問の方でお問い合わせいただいておりますし、その旨その都度お答えの方させていただいておりますので、確かに幼稚園を認定こども園化。

西澤議員 もうちょっとゆっくりしゃべって。

教育次長 待機児童に関しましては、以前から何度も一般質問の方をいただいておりますし、それにつきましては、保育士の方が不足しているという部分についてはお答えの方何度もさせていただいていたとおりで。

例えばですけれども、幼稚園の方を認定こども園にして、町内公立保育所が1園、私立保育園が1園、認定こども園1園にすれば待機児童の問題は解消できるかなというふうには考えますが、当然その分、今幼稚園の方を認定こども園化すれば、0歳児の受入れの方が必要になりますので、当然配置基準でいきますと3人に1人の保育士の方が必要になりますので、再度保育士の確保をしなければならぬというふうなことがありますので、なかなかそこは難しいのかなというふうには考えております。

幼稚園の利用者の減少につきましては、こちらにつきましては、本町としてかなりそこは大きな要因かなというふうに。子どもの減少、子どもの数が、以前は90人以上いた子どもが、今現在40名程度、1年間でということなんですけど

も、40名ないし50名程度となっておりますので、子どもの数が約半数になっているというので、保育園の利用者につきましてはそう変わっていませんので、その分、幼稚園の利用者の減少が影響を受けているのかなというふうには考えております。

こちらにつきましては、教育委員会としても課題として捉えておりますので、来年度、令和8年度からにはなろうかと思いますが、預かり保育の方が実施できるように、現在準備の方を鋭意進めているところでございます。予算の兼ね合いもありますので、来年度から確実にできるというお答えはできませんけれども、できるだけ早期に実施の方していきたいというふうには考えております。

子育て支援事業の認定こども園については、地域の子育て支援の方をしていくという機能を有しているというのはおっしゃるとおりでございますが、本町におきましては、その部分につきましては、子育て支援センターの方で担っていただいておりますし、また、令和8年度からこども家庭センターの方が本町でも実施の方をされる予定ですので、認定こども園とは別軸で地域の子育て支援の方の強化の方を進めてまいりたいというふうには考えておりますし、当然教育委員会としても子育て支援については協力の方をしていきたいというふうには考えております。

あと、課題の方をという、保育園、幼稚園の設置ということで、認定こども園の方にすれば、当然保育園の保育士の資格と幼稚園教諭の資格が両方必要となるということで、今ほぼうちの保育園、幼稚園の保育士、幼稚園教諭ともに全て両方の資格は有しておりますが、認定こども園であれば両方の資格を持っている方を採用しなければならないという制約の方も今後出てまいりますので、そこも踏まえて検討すべきかなというふうには考えております。

保育士の課題につきましては、過去、これまで何度もお答えの方しておりますし、今年度から、以前までは人材紹介して、うちの方で直接採用しておりましたが、今年度からは保育士の人材派遣の方も利用して、金曜日ですけれども、補正予算の方で計上しましたが、人材紹介、人材派遣の予算の方の計上もしておりますし、種々努力の方は続けてはきておりますが、なかなかそこは厳しいのかなというふうには考えております。

整備の方の課題に関しましては、当然、現在の幼稚園を認定こども園というふうにする場合は、0歳児からの受入れの方が必要になりますので、今幼稚園でありますと、ほふく室の方がありませんし、0、1、2歳児の受入れをする施設が必要やというのと、幼稚園そのものの造り変えということになりますので、当然、設備、面積基準の対応の方が必要というところで、特に近年、財政状況がかなり

厳しい状況の方もありますので、そこも踏まえて、なかなか厳しい状況ではありませんけども、種々検討の方必要なというふうには考えております。

以上です。

村岸議長 再々質問。

西澤議員 はい。教育次長から今るるいろいろな答弁をいただきました。今回こういう一般質問を出させていただいたのは、前々からお母さん方からいろいろとお話を聞いている点が、やはり豊郷の保育園、幼稚園に入るんだけど、定員がいっぱいで預けられないということで、他方の保育園に預かってもらっているということをお聞きしております。

近年、若い方々の家庭においても、やはりご夫婦でお仕事に就いていただくような状況の社会状況になっておりますので、やはりそういったことも含めて、子どもを預ければ、お父さんお母さんがお仕事に行き、迎えは、5時か6時には迎えに行けるということも言っておられました。幼稚園の場合はやはり時間が、幼稚園はやっぱり教育委員会の関係で、1年生の下になるのかな、幼稚園へ行って、1年生になるとかいう、そういうようなこともあるもので、なかなかその時間帯に迎えに行けないさかいに、仕事に行っていないという方がありました。

そういうようなことをいろいろ含めまして、今回こういうような形で質問をさせていただいたんですけども、今の答弁だと、なかなか難しい話という点もありましたので、今後について、やはり近隣の市町村もそういうような形で、今、認定保育園がありますので、そういったことも含めて、今後そういうようなことも考えていただいて、子どもたちが、お母さんも子どもを預けて仕事へ行けると、家庭が安定すると、また今子どもが1人やけども、また、2人、3人を子育て支援ができる可能性もありますので、そうなってきた場合は、また豊郷町自体も人口が増え、また、税収も増えるのではないかなと私は思うので、それも含めまして、もう一度、今後のことにつきまして、すぐにはできないと思いますが、いずれそういうような形でやっていくのが大事かなと思います。

少子高齢化も言われますけども、いつまでも少子高齢化が続くわけではありませぬので、大体2050年ぐらいから伸びる可能性もあるし、そこら辺はまだ分からん話やけども、そんなことも含めて、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、西澤議員の再々質問にお答えいたします。

今後についてということですけども、先ほども答弁させていただきました

とおり、来年度から幼稚園の預かり保育の方が仮に実施できれば、現在の幼稚園よりも長く預かることが可能になりますので、保育園に入れなくても幼稚園の方に希望される方が一部保育園から流れていけば、幼稚園の利用者の方も増えますし、保育園の定員の方の余裕も出てこようかなというふうには考えております。実施した後の当然数年間、様子の方を見る必要はあろうかと思いますが、その効果検証の方も踏まえて、当然、先ほど申し上げましたけども、今後も就学前児童数の動向であったりとか、認定こども園化以降の持続可能性等の方の調査研究の方を進めながら、豊郷町の子育て世代にとって最善の形を模索し、適切な時期に判断の方をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

村岸議長 次に、本田清春君の質問を許します。

本田議員 議長。

村岸議長 本田君。

本田議員 町長、教育長にお尋ねします。

小学校低学年の通知表廃止の検討を。

発達途上の子どもにとって、序列化による劣等感は教育環境として望ましくありません。本町でも、低学年の通知表制度の是非を改めて検討すべきではないでしょうか。

長野県伊那市の伊那小学校では、1956年度より全学年で通知表を廃止。時間割もチャイムもない子どもの主体性を重視する教育方針が続いています。また、岐阜県美濃市の全5市5小学校では、25年度より小学生の通知表を廃止し、来年度、26年度からは2年生までも拡大する決定がなされました。教育長の島田昌紀氏は、発達段階で序列に注目しやすく、劣等感につながるとして、懇談や修了証などの別の評価方法を導入しています。

幼稚園・保育園からの移行期にある子どもたちにとって、数値や評価は心理的負担となるおそれがあります。美濃市では廃止後も懇談や修了証書を導入し、保護者と教員間で子どもの成長を丁寧に伝え合う体制を整えています。

これは本町でも応用可能なモデルです。本町の少子化が進む中で、子ども一人ひとりと向き合う教育環境の整備は、今こそ求められています。

本町においても、小学校1年生、2年生を対象に通知証廃止を視野に、評価方法の多様化（懇談・所見形式など）の検討をすべきではないでしょうか。また、その際に想定される課題と対応策について見解を求めます。

教育長 議長。

村岸議長 堤教育長。

教育長 本田議員さんの小学校低学年の通知表廃止の検討をについてのご質問にお答えします。

まず最初に、通知表の法的根拠ですが、文部科学省によると、作成の主体は学校長であり、様式や内容も全て学校長裁量となっていることをご理解いただきたいと思います。

さて、通知表は、児童の学習や生活の状況を整理し、保護者と共有する大切な教育活動の1つであります。特に小学校の低学年におきましては、数値的な評価ではなく、教師からの所見を通して、児童の努力や成長の過程を伝えることに意義があると考えています。

本町におきましては、通知表により、学期ごとの学習成果や生活の様子を明確に示すことで、児童自身の振り返りや今後の目標設定、また、保護者との認識共有につながっているところです。さらに、個人面談や日常的な連絡を通じても丁寧に情報を伝えており、通知表と併せて多面的な児童理解に努めています。

通知表廃止につきましては、一部の自治体で廃止されているところ、また、検討されているところがあることは承知しておりますが、現時点では、通知表は重要な役割を果たしていると認識しておりますので、廃止する考えは持っておりません。

以上です。

村岸議長 再質問。

本田議員 通知表等の廃止は考えていないという回答でした。

今、教育問題が社会問題化して、やっぱり一番大きな問題は不登校の増加、急激な増加です。それから、教師のメンタル面での休んでいる人数の多さという点が、これは社会問題化していると考えます。そういう点では、今日までの教育制度のゆがみというものが噴き出してきているというふうに捉えるべきだと思うんです。

そうしたときに、どこに問題があり、どこから変えるのか。私はその回答の1つは、子どもたちの学力等における序列化を克服することということだと思っています。低学年にこういう形で、私が提起したのは、昔から子どもを見るときに、大器晩成という言葉があります。子どものときはそうであったけども、成長するにつれて豊かな人格を形成するということがあるわけで、昔からこれは提起されてきた重要なことわざだと思います。

そういう点では、小さな町だけに、現状を踏まえて、一方、序列化を克服する、こういう取組を進めることが、今の教育問題を解決する上で重要な視点になる

と考えますが、そういう点での提起をしたわけですが、その点、序列化を少しでも乗り越えるためにどうすべきかという点での考えをぜひお聞かせください。

教育長 議長。

村岸議長 堤教育長。

教育長 本田議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、不登校あるいは教師のメンタルヘルス等、その元を正せば子どもの序列化に起因しているのではないかというような質問であったかと思いますが、私自身は、今の通知表そのものが子どもの序列化に結びついているとは考えておりません。確かに序列化が子どもの人間関係を阻害していくということは理解できますが、場合によっては、今言われた大器晩成という言葉も確かにありますが、保護者にとってあるいは先生にとっても、より早く子どもの実態、特にいいところも、それから、課題となるところも早く共通認識していくことが、次の教育につながっていくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

村岸議長 再々質問ですか。行ってください。

本田議員 長い間、こういう通知表を、特に低学年も通知表を出しているという日本の伝統があるわけですが、少し視野を広げてみると、フィンランドの教育改革というのが、今から10年ほど前から日本で紹介されるようになってきました。それによりますと、世界中の中で学力がトップレベルであるということは紹介されているんですが、その内容の中心は、日本と同じ9年間の義務教育ですが、成績で序列化したり、他人と比較するためのテストなどを一切しない。そもそも勉強は他人との競争という考え方がなくなっている。学習は子どもが自ら知識を求め探求していくことだと捉えられて、それを助けることが教育だとされている。

フィンランドは、もともと教室には20人程度で、多人数でストレスを受けない工夫がされているということが国際的には注目されているわけですが、例えば今、日本で緊急に導入されてきた、この10年ほどやられたデジタル教科書というのが出されていますが、スウェーデンではもっと前からやっていたわけですが、デジタル教科書になってくると、書く力極端に悪くなってきたということで、紙の媒体の教科書に変わってきているというように変化も起こっています。

こういう視野から見ますと、どうしてもテストをしないと評価ができないという状況が起こるわけですから、少し今の答弁では、変化が全く見られない。こんな小さな町ですから、変化を起こすんなら幾らでもできると思うんですが、もう一度答弁を求めたいと思います。

教育長 議長。

村岸議長 堤教育長。

教育長 本田議員さんの再々質問にお答えいたします。

個別の懇談あるいは所見方式による評価方法について、児童に対して現在の学習状況をどう伝えるのか、また、学校から保護者に対してどのような形で学習状況を伝えるのか、一定研究の必要があると考えます。

また、学校長はじめ教職員は県費職員であり、他市町への人事異動がございます。教員の働き方改革が叫ばれる昨今、独自モデルへの対応等で、さらなる負担となることも考えられ、慎重な対応が必要と考えております。

現在の数値や段階評価について、心理的な負担となるおそれがあり、序列に注目しやすく、劣等感につながるなどのご意見をいただきましたが、一方、低学年が一目見て自分はここを頑張る必要があるなどという認識を持てるといったメリットもあると考えております。

一方、低学年の通知表を廃止しても、3年生以上は通常の通知表により評価されることになり、6年間の小学校生活における評価が異なる点にも留意が必要と考えております。

以上です。

村岸議長 次の質問行ってください。

本田議員 はい。補聴器の補助金の増額を求めたいと思います。

加齢性難聴は認知症リスクの1つであり、補聴器の活用は予防策としても重要です。本町の補助金上限4万円は低く、他自治体と比較しても、改善の余地があります。

補聴器は医療機器であり、集音器とは異なります。他の自治体、根室、南相馬、刈羽、東京都葛飾では最大10万の補助を実施しています。

補聴器導入に対する現在の補助上限額（4万円）を、住民の実情に即して10万円まで引き上げることを提案します。

加齢性難聴への対策と認知症予防の観点から、必要とする住民が利用しやすくするための本制度の見直しを強く求めますが、見解を求めます。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、本田議員の補聴器の補助金の増額をのご質問についてお答えします。

補聴器購入助成につきましては、令和2年度から実施し、令和3年度に対象者を非課税世帯のみの要件から本人非課税に緩和し、令和6年度からは本人非課税要件を撤廃し、助成限度額を2万5,000円から4万円に引き上げています。

町におきましても、住民の皆様が利用しやすいよう制度の見直しを行っておりますことから、助成限度額の引上げは現在のところ考えておりません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

村岸議長 再質問。

本田議員 金曜日でしたが、NHKで、山中伸弥、タモリの番組で、認知症についての現在科学の到達点について、放映されていました。私はそれを見ながら、そこにおける提案されたのが、認知症は加齢性難聴の対策として、難聴を克服するということはできないが、補聴器等を準備すれば、認知症予防に非常に役に立つという提起が現在の科学においても証明されてきたということが提起されていました。放映されていました。

そうしますと、今、長い間、豊郷の町民のために貢献されてきた人々が必要としているわけですから、こういう町民の皆さんに対して、現在価格、かなりの高額ですよ、補聴器。それにふさわしい、やってみよか、買ってよか、使ってみよかと思えるような補助金制度というのは、最低でも10万円が必要ではないかと改めて思うんですが、この点に関してもう一度答弁を求めたいと思います。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、本田議員の再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、確かに補聴器助成に関しますと、助成限度額が高い自治体はございます。しかし、当町も限られた財源の中で様々な事業を行っており、この事業も継続的な事業として続けていくことを考えますと、現状のままでお願いしたいと思っておりますので、繰り返しになりますが、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思っております。

村岸議長 次ですか。次の質問行ってください。

本田議員 広報とよさとへの自衛隊募集広告掲載についての検討。

自衛隊募集は、法的に問題はないものの、公費で発行される広報紙と自衛隊募集広告の整合性や公共性、住民感情への配慮について今論点があります。自治体によっては自衛隊募集含む採用情報の掲載を制限する例も見受けられます。

町として、広報紙に自衛隊募集記事を掲載することが、中立性・公共性の観点からふさわしいと考えるかどうか、見解を求めたいと思っております。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、4番、本田議員の広報とよさとへの自衛隊募集広告掲載についての検討をの質問にお答えをします。

自衛官募集記事の広報紙への掲載については、議員が質問の中でおっしゃったとおり、法的に何の問題もございません。また、議員のおっしゃる整合性・公共性、住民感情への配慮について論点があるとも考えておりませんし、中立性・公正性の観点からも何の問題があるのかが私には理解できませんので、掲載の検討については行いません。

以上です。

村岸議長

再質問ですか。

本田議員

私は、自衛隊募集は法的に問題ないという点では、先ほどの回答のとおり、そう相違はないと思うんですが、現在の自衛隊の現状、海外への派兵等々の問題について、住民の中からは非常に不安だという声が私のところにも届いています。こういう思いを見たときに、自分の息子をどうするのかという点で話が私のところにもしてもらいました。

そういう観点から見ても、現在の広報とよさとで自衛隊広告募集の掲載を大々的にやるというのはいかがなもんかというように考えますが、回答を求めたいと思います。

総務課長兼

企画振興課長

議長。

村岸議長

清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、4番、本田議員の再質問にお答えをします。

自衛官の募集については、地方自治法第2条第9項第1号、同法施行令第1条及び自衛隊法施行令第162条に規定された第1号法定受託事務であり、自衛官募集の募集事務の内容については、自衛隊法施行令第114条から120条までに規定されています。

その広報宣伝の実施については、豊郷町自衛官募集事務処理規程第10条の規定に基づき、広報宣伝を実施するとしておりまして、同条第1項第1号ウにおいて、町広報紙への記事の掲載も規定をしております。

また、毎年その委託料として、款15項3県委託金、目1総務費委託金、1総務費委託金、自衛官募集委託金として歳入をしておりますことから、委託を受けて行っているというものでございまして、また、大々的にとおっしゃいますけれども、それほど大きな面積を占めているわけでもございませんし、問題ないと考

えております。

以上です。

村岸議長 再々質問。次ですか。次行ってください。

本田議員 会計年度職員へのボランティア休暇制度の導入を。

年度内会計職員がボランティア活動に参加しやすくするための休暇制度について、導入可能性、勤務体系との調整、予算上の課題などを含めて見解を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 4番、本田議員の会計年度職員へのボランティア休暇制度の導入をのご質問についてお答えをいたします。

議員のイメージされているボランティア活動の内容が分かりませんのでお答えが難しいのですが、一般職の場合においても、豊郷町職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条第1項第4号に規定する社会に貢献する活動、いわゆるボランティア活動の際の特別休暇については、地震、風水害、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地またはその周辺での活動や、障害者施設や特別養護老人ホームで、町長が指定した施設での活動に限定されており、一般的なボランティア全てに適用されるわけではありません。

また、休暇については、一般職、会計年度任用職員ともに、国の制度に合わせて定めておりますので、今後制度が改正されれば改正していきたいと考えております。

以上です。

村岸議長 再質問。

本田議員 近年、能登半島地震が発生して、ボランティア活動についても再注目されてきています。また、南海トラフの発生も危惧されています。県内には、近年、地震の被害はまだ起こっておりませんが、大きな地震の危険があるということは、専門家の間では出てきています。

そういったときに、今の回答ですと、まだ十分活用できるような条件にはないように考えられているようですが、年度内会計職員も含めて、ボランティア休暇導入というのは大事ではないかと考えますが、再度答弁を求めたいと思います。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、4番、本田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ボランティア休暇につきましては、先ほども申し上げましたように地震、暴風雨等々の被災地周辺での活動に限定されているというのは先ほどもお答えしたとおりです。また、議員のおっしゃるとおり、大規模な災害が近年発生しているのも承知をしております。

ただ、県内の例を出されましたが、県内で災害が起こり、例えば豊郷町にも被害が起こったような場合は、ボランティアでほかの市町村の支援をするよりも、豊郷町内で職員として活動していただきたいと思いますので、一概にボランティア全てに適用するのがいいのかというところは議論があると思います。

以上です。

村岸議長

再々質問。

ここで。

河合議員

動議、動議。

村岸議長

何ですか。どういう動議ですか。

河合議員

今日は一般質問が今継続されていますよね。あと1人ですので、このまま延長を求めますけど。

村岸議長

今動議で時間延長というのが出てまいりました。何ですか、辻本君。聞こえないですよ。何や分かりませんので。

議 員

賛成。

村岸議長

ただいま動議の賛成諸君がありました。成立いたしました。

お諮りいたします。

ただいまの動議は賛成諸君の起立を求めます。動議に賛成の方は起立願います。

議 員

(起立、多数)

村岸議長

起立多数です。よって、ただいまの動議が可決されました。

このまま一般質問を続けます。

次に、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員

議長。

村岸議長

今村恵美子君。

今村議員

それでは、一般質問を行います。

まず、持続可能なごみ行政を作るために、町長にお尋ねいたします。

①彦愛犬広域行政組合管理者は、ごみ処理方式の転換を打ち出しましたが、これについて、4町長も、愛知犬上4町の町長も賛成したと説明がありました。伊

藤町長が賛成された理由を説明を求めます。

②今後、人口減少や地球温暖化による異常気象の不安がある中、プラスチックごみの分別資源化が、求められています。このことを町はどう取り組むのか説明を。

③生ごみの分別回収に取り組んでいますが、これと並行して、家庭でできる生ごみ堆肥化の講習会も開催して、可燃ごみから生ごみを減量する取組を進めてはいかがと考えます。見解を求めます。

④ごみ処理に係る町財政負担を減らすためには、町民意識の啓発が肝心ではないかと思えます。ごみ問題の研究者や実践家をお呼びして連続講座を行い、環境に優しいごみ行政を目指していただきたいと考えますが、今回、一問一答ですから、見解を求めます。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、12番、今村議員の質問にお答えいたします。

①についてであります。彦根愛知犬上広域行政組合の管理者である田島彦根市長から、環境省を訪問し、交付率2分の1の拡充は非常に難しい、実証実験を実施しても同様であるとの報告を受けたものでありまして、それで方向転換したものであります。

以上です。

住民生活課長 議長。

村岸議長 住民生活課長。

住民生活課長 今村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

②のプラスチックのごみの分別と資源化の本町の取組につきまして、プラスチックごみの資源化は、本町としても、燃えるごみの減量化の大きな一歩だと考えますが、現在のところはリバースセンターでごみをRDFの固形燃料にしているため、プラスチックごみを含めて燃えるごみとして処理をしています。

議員ご承知のとおり、彦根市はプラスチックごみを分別回収されています。新ごみ処理施設が完成するとなれば、1市4町が同じ分別方法となるため、今後、時期は分かりませんが、4町でもプラスチックごみの分別を実施していくことになると思います。

議員ご提案の③の生ごみ堆肥化の講習会と④の講座の開催については、本町の廃棄物減量等推進協議会で検討させていただきます。

以上です。

今村議員 はい。

村岸議長 再質問行ってください。

今村議員 ①について、町長は、国の交付率が2分の1になるのは難しいから方向転換したということをおっしゃいましたが、彦愛犬広域組合管理者は、先の定例会で、熱回収型焼却施設を念頭に、そういうことも考えていきたいみたいなこともおっしゃいましたが、サーマルリサイクルだとおっしゃる理由が、国際的にはもうそういうのはリサイクルではないと言われている時代に、こういった方針転換を安直に出してこられて、広域の議会では否決されました。補正予算は否決されましたけれども、町長はトンネルコンポスト方式が非常に高いということで、熱回収型の焼却施設への移行も考えておられるんですか。それは合意の中で、4町長も合意したみたいなことをおっしゃっていましたが、そういう観点で合意もされているのでしょうか。その点について、再度お聞きいたします。

②の方で、プラスチックごみの分別資源化については、課長の方から、リバーセンターでRDFを形成するためには、石油系燃料にしたプラスチックごみが必要だと、だから今分別はできないという形でおっしゃっておられましたが、今、地球環境をこれほど悪化させてきたのは、石油系のプラスチックごみの世界的な増産によって地球の環境汚染がされてきたというのが一番大きな原因だと考えます。

こういった中で、広域の中では、1つの熱回収型とあって、プラスチックごみをまた焼却して、それで発電等に利用するというのも、基本的にはプラスチックごみを焼却し、CO₂を排出するという意味では、地球温暖化の2050年のカーボンニュートラルから考えれば、非常に反した施設になっていくことはもう明らかです。

こういった中で、全国的にはこういったごみをごみとして焼却するのではなくって、やはりそれを再資源化にしていくリユースみたいなことでごみを減量するというところで取り組んでおられるところがありますが、豊郷のプラスチックごみも、私は町の回収、処理負担を減らそうと思って、町内のスーパーで分別回収していますので、プラスチックごみもほとんどと容器包装等はそちらで持ち込んでいますけれども、やはり容器でも、シャンプーとか、また、そういういろんな洗濯用の容器とか、そういう交換容器なんかもあるんですが、こういったものを回収するシステムをつくっておられる全国には市町があります。

やはり拡大生産者責任を考えた場合、企業が、もうけるために作った商品の後のプラスチックの処分を行政が全面的にやるというのは、世界的にはそういったことをおかしいということで、その分の負担金を取っておられますが、豊郷でできるプラスチックごみの分別、今はペットボトル、それと、白色トレイの分別

をしていただいています。いろいろな空容器、あれも中を洗ってもらって、あれも分別の対象にして、それを回収し、また、リユースで生産される場所もありますので、そういったことも1回検討していただけないでしょうか。

続きまして、③番の生ごみの分別回収に取り組んでいますが、課長にお聞きしたら、400ぐらいの世帯で、町内の中で、40基、42基とかおっしゃいましたよね。そういう生ごみボックスを設置していただいています。でも、やはり住民さんは生ごみボックスに持っていかない。自家処理する人もいますから、自分で堆肥化している人もいますが、そういう非農家って、新興住宅地など非農家の多い地域の住民さんには、家庭でできる生ごみの堆肥化、肥料化をする、こういったことも減量化として進めれば、今の可燃ごみの多くが生ごみとプラスチックごみです。その2つがなくなれば、町も決議を上げていただきましたごみ半減の行政というのはできるんじゃないかと思うんですが、こういった計画などは、町としては考えておられませんか。

次、④番目、ごみ処理に係る財政負担、廃棄物減量等推進協議会等で活動していただいています。それは大変大事なことだと思います。この中で、やっぱしごみ減量化によって、今可燃ごみは、6年度決算で、リバースの分担金が8,200万円、また、彦愛犬の不燃ごみ処理費用というのが、大体2,000万、2,200万、また、町で一般廃棄物収集運搬業務委託料、これが5,000万を超えるんですね。ですから、このような多額の費用が町民の一般財源からこのように支出がされています。このことを考えたら、町のごみ処理に係る財政負担を減らすためには、ここにも、挙げましたが、町民さんの皆さんの意識を、豊郷はそういうごみをなくす、ごみゼロというのはなかなかつくれませんけど、ごみを減らすことに熱心なエコタウンだと、そういうことも子育てには大きく活用できると思うんです。

ですから、そういったことをぜひ廃棄物減量等推進協議会や、また、担当課におきましても、家庭菜園とか、町の公共用地の中で使えるところを利用する、こういったことも可能だと思いますが、いかがでしょうか。

伊藤町長 議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、再質問にお答えします。

トンネルコンポスト方式は安くできるということで、それで方向転換したのでありまして、それが2分の1取れなんたら安くはならないだろう。今回はそれ以上に安くし、ごみの減量化も条件として進めていくという形の中で変更になったと私は記憶しております。私はそのように申したものであります。

以上です。

住民生活課長

議長。

村岸議長

森住民生活課長。

住民生活課長

今村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

現在のところ、本町では生ごみの堆肥化を実施させていただいているんですけども、昨年度から、12月をごみ減量の強調の月間にしたりとか、ごみ減量に関するチラシ等、広報等を出させていただいておりますので、引き続き、今年度の方も強調の月間というのを決めさせていただきまして、実施してまいりたいのと、また、あわせて、議員ご提案いただきましたように、講習会と講座の開催につきましては、近隣でもされているところがありますので、そちらの方も参考にしながら、廃棄物減量等推進協議会で協議の方をさせていただきたいと思っております。

また、プラスチックの回収につきましては、近くにそういう処理をしていただけないかということで検討もさせていただいておりますので、また近いところでそういう企業がありましたら、施設等の見学に参りまして、本町に合うようでしたら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

村岸議長

再々質問ですか。

今村議員

はい。町長のごみの減量化につながるという、コンポスト方式を考えていたが、今回の方針展開で、ごみの減量化も含めてやっていくというお話でしたが、管理者がご説明いただきました熱回収型の焼却施設というのは、結局プラスチックを入れて、高温にして、そして、高温にして、それで、蒸気を起こして、熱とか、また、電気を起こすというやり方で、これは基本的にプラスチックごみの減量化にはつながらないんですね。日本の現状からいっても、日本はプラスチックごみを焼却処分している。日本はそういう国です。大体日本のプラスチックごみの8割近くが各焼却処分の対象にされて、あと残りがリユース、再資源化という形になっています。これは国際的には、これは全然3Rルール、これは企業が考えたのか知りませんが、本来はリサイクルではないんですね。リバーセンターも中間施設ですから、あそこは燃料化するための施設で、それを今、岐阜の方のところで燃料として使っていただいておりますから、当然そこでCO₂は発生しています。

ですから、こういった方向が今、日本の中で、石油系のいろんなプラスチック容器をなくしていく取組、これが企業の中でも起こってきています。このことを踏まえれば、プラスチックごみを焼却処分する、こういった施設を考えること自

体が、私はすごく先を見越していない考え方じゃないかなと思います。

その点について、町長は、ごみの減量化につながるとおっしゃいましたが、どう思っておられるのか、最後に町長の見解をお聞きしたいと思います。

伊藤町長 議長。

村岸議長 伊藤町長。

伊藤町長 再々質問にお答えします。

私、ごみの減量化につながるとは、一切言うたことはありません。ごみの減量化を進めながら、その焼却をしながら、そして、しっかりエネルギーを再利用する、そういう形を申しただけで、ごみの減量化を進める、1市4町で、それが最優先であるということをして、それで、私はある意味賛同したのであります。ご理解のほどよろしくお願いします。

今村議員 (マイクオフのため聴取不能)

伊藤町長 ちゃんと議事録見てください。

今村議員 はい。次行きます。

村岸議長 質問内容をちゃんとしておいてください。

議員 時間回せや、時間を。時間回さなあかんがな、時間を。

議員 (マイクオフのため聴取不能)

今村議員 すいません。続きまして、第9期介護保険料につきまして質問を行います。介護保険料で、私は今回3点質問をさせて、介護保険料の。

村岸議長 今村議員、3点ってどこに書いておるんですか。質問内容と違うことを言わないでください。

今村議員 すいません。介護保険料の訪問介護事業所の減少について今回質問をさせていただきます。

この点で、まず、町内での事業所の問題を、説明をお願いいたします。

村岸議長 この質問内容と違うでしょう。

今村議員 すいません、また質問書が見当たらず、ご迷惑をおかけいたしました。第9期介護保険料事業の問題点について。

訪問介護事業所の廃業倒産が全国的に増えています。介護報酬の引下げがこれの拍車をかける、国が第9期の行った訪問介護報酬の引下げが一番の理由だと思います。

豊郷町で居宅介護サービスを維持していくために、介護報酬の引下げ分の人件費補助や、また、介護事業所への運営費補助などの実施について見解を求めます。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の第9期介護保険事業の問題点についてのご質問についてお答えします。

今村議員がおっしゃいますように、令和6年6月施行分の介護給付費単位数について、訪問介護費の基本部分の単位については引下げがなされています。

介護サービス従事者の確保、定着が必要であると考えますが、介護報酬の引下げ分の人件費補助ならびに運営費補助については実施いたしません。

以上でございます。

村岸議長 再質問ですか。

今村議員 はい、再質問です。実施いたしませんということで、お聞きしたいんですけど、令和6年決算で、総給付費は6億9,625万2,000円ということで、その実績値がもう上がっておりますが、それに対して、歳出の決算でいきますと、決算で黒字分が1,416万、準備基金が3,000万ありますから、これで4,400万あるんですね。今、第9期の標準月額6,700円という保険料を取っているんですけども、これで3年分引き直すと、約600円、1人当たり引下げができるという財源が、この特別会計にはあります。

そういった中で、第9期の訪問介護の計画値を見ていて理解がちょっとできなかったんですが、計画では1か月66人の人が、平均で、1か月当たり、1人当たり22回利用数となっているんですが、豊郷の介護事業所、これ、国がカウントしているのが豊郷2か所となっていますが、この66人という計画と現実実績はどうなっているんでしょう。また、1か月利用する回数、週に何回か利用されているかもしれませんが、22回ということは、週に換算しても四、五回利用される人がそんなにいらっしゃるとは思えないんですが、この計画値と実績値について、実績は分かっていますから、説明してください。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質問にお答えさせていただきます。

居宅サービスの訪問介護につきましては、1人当たり、すいません。平均74人の利用回数が1,095回となっております。こちらにつきましては、訪問。

今村議員 (マイクオフのため聴取不能)

医療保険課長 1,095回です。こちらにつきましては、訪問介護につきましては、食事や排せつ、入浴などの介護でありましたとか、掃除、洗濯、買物、調理などの生活支援などを行っている訪問介護の費用となりますことから、回数につきましては利用者の状況に応じて変わってくるものと理解しております。

以上です。

村岸議長 再々質問。

今村議員 再々質問。今の実績でいくと、1か月利用されている方が74名として、回数は1,095回ということで、そうなりますと、計画値では1,460回、1か月66人で。74人もいらっしやって、町内の2介護事業所、訪問介護事業所で、この方たちは対応していただいているんですか、全員。それでいってもかなりの回数になるんですが、多賀なんかも訪問介護事業所がなくなりましたけど、豊郷との74人の居宅介護サービス、訪問介護、どこで実施していただいているんですか。私は余剰金があるんでしたら、やっぱり安心して住み慣れた豊郷で、自宅で暮らしていきたいと思われる高齢者が多いと思います。そうした方々にサービスが提供できる豊郷の会計にしてほしいんですが、実態を説明お願いいたします。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

おっしゃいますように、町内の事業所につきましては2事業所となっております。1つの事業所につきましては、直近1年間の明細を見ておりましたが、訪問介護の実績の方はございませんでした。

町内に限らず、町外の訪問事業所につきまして利用されているケースも見受けられますので、そちらの方もご利用いただいているものでございました。

以上でございます。

村岸議長 次の質問行ってください。

今村議員 はい。続きまして、国民健康保険税の負担軽減をとということで、3点質問いたします。

高過ぎる国保税を引き下げるために、高校生までの均等割の減免の実施を願いますが、町の見解を。

②国保の都道府県化を国が推進し、滋賀県も打ち出していますが、この県統一化が実施された場合、町の国保世帯へのメリット・デメリットを町はどのように分析されているのか説明を求めます。

③国保税の滞納世帯への町の差押え基準は法に照らして適正に実施されているのか、答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の国民健康保険税の負担軽減をのご質問についてお答えします。

まず1つ目の高校生までの均等割の減免の実施を願うが町の見解をについてですが、減免は個別の税負担能力、いわゆる担税力により決定されるものでありますことから、実施はいたしません。

2つ目の県統一化が実施された場合、町の国保世帯へのメリット・デメリットをどう分析しているかについてですが、第3期滋賀県国民健康保険運営方針に基づき、保険料水準の統一時期を原則令和9年度、市町の個別事情を考慮し、移行期間を令和11年度までに設けるとすることとされました。

県内保険料水準の統一化のメリットにつきましては、被保険者数の減少や医療の高度化における医療費の高額化などにより、被保険者数が少ない豊郷町においては、高額な医療費が発生するなどした場合、急激な保険税の上昇が見込まれますが、県内の国保世帯で分かち合っていただくことができるため、国保財政の安定化を図ることができます。

一方、デメリットについては、先に申しました高額な医療受診が他の市町であった際に、全市町での分かち合いとなりますことから、影響が出ると考えております。

以上でございます。

税務課長 議長。

村岸議長 山田税務課長。

税務課長 それでは、私の方から、③の滞納世帯への町の差押え基準は法に照らして適正に実施されているのかのご質問にお答えいたします。

地方税法及び国税徴収法に基づき実施しています。

以上です。

村岸議長 再質問行ってください。

今村議員 はい。再質問行います。ただいま、均等割の減免、これについては、個別担税力の違いを配慮して、しませんというようなお話だったんですが、国保の均等割、医療分が、今、国保世帯、6年度末で1,523人、医療分で均等割2万3,500円、支援金分の方で1万500円ですが、これの小学校1年から高3までの人数は何人いらっしゃいますか。

個別担税力の問題だとおっしゃいますが、今本当に少子化を食い止めるためにはいろんな施策をとらなきゃいけないと考えているんですが、均等割を、町の少子化対策の子育て支援対策として、財源としては国保会計の基金、余剰金等を利用したらすぐできると思うんですが、そういったことは考えたことはございませんか。

また、国保の広域化で医療費が高額なとか、急激な医療費の高騰とかあるんで

すが、これから国保加入者って減っていくじゃないですか。こういった中で、全国では国保特別会計が赤字で回っているところも結構あるんです。だから、そういうので広域が必要だというお話も言われるんですけども、そのために財政安定化基金なんかも今日まで積み立てて、そういったやり方もしてきて、今県に統一されましたけれども、もっと違う方法があるんじゃないかなと私は思いますが、国保の県統一化について、今のうちの余剰財源、基金や年度末余剰金はどうなるのでしょうか。

3番目、法律にのっとしてやっているという国保税の滞納世帯の対応、差押えはおっしゃっていましたが。国税通則法46条や地方税法15条などでは、換価の猶予という社会保険料の納付猶予制度が明記されています。滞納し始めて6か月までにこういった申請をなされれば、そういったことも法的にはできるとなっているんですが、豊郷町で差押えまで行かないで、そういった生活困窮要件というのが幾つかありましたが、もう今の国保税は、世帯課税の中ですごく負担は限界を超えていると思うんですが、そういったことは原課でも取り組んでおられますか。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質問にお答えさせていただきます。

小学校1年生から高校生までの人数をとおっしゃっていただきましたが、こちらの明細については持っておりませんが、18歳未満の被保険者数につきましてお答えさせていただきます。7月末現在で166人でございます。

また、基金の余剰金についてでございますが、統一化されましたら、豊郷町の国民健康保険の被保険者の健康保険管理に係ります事業費の方に充ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

税務課長 議長。

村岸議長 山田税務課長。

税務課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

換価の猶予などの申出があれば本町でも対応いたしますが、本町では今のところ申出はありません。

今村議員 次行きます。

村岸議長 次の質問ですか。

今村議員 はい、次の質問です。続きまして、改良住宅で町に返還された空き家の適正な管理と売払いの促進をということで、高野瀬団地、長池団地で、町に返還された

空き家はそれぞれ何軒ありますか。

2点目、この空き家にごみが捨てられたり、家の中も整理がされていない住宅がありますが、周辺住民の公衆衛生上の苦情をお聞きしています。町は対応すべきではないかと思います。

また、譲渡事業も進んできましたので、町営住宅入居者やその他町民の方々にも対象にした売払いの検討をしたらと思いますが、いかがですか。

人権政策課長 はい、議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の改良住宅で町に返還された空き家の適正な管理と売払いの促進をの質問について、人権政策課からお答えいたします。

まず、①の高野瀬団地、長池団地で町に返還された空き家、それぞれ何軒あるかについてですが、高野瀬団地11軒、長池団地9軒でございます。

次に、②の改良住宅の返還された空き家の管理についてですが、年3回の除草及び清掃を業者に管理委託しております。このことから、環境衛生面について近隣住民からのクレームはございません。

また、改良住宅の返還空き家を、現入居者または町民の方に売却してはどのこととありますが、以前から申し上げているとおり、現状の住宅では修繕に高額な金額を投入することになりますので、売却を検討するつもりはございません。

以上です。

今村議員 はい。

村岸議長 再質問。

今村議員 再質問ね。

村岸議長 再質問行ってください。

今村議員 高野瀬団地、長池団地の空き家が20軒、それに対して、年3回だけの除草としかしているとおっしゃいましたが、除草だけじゃなく、返還されていますから、住宅の中の、住宅内部の整理もするべきじゃありませんか。ごみ捨場になっているようなところもありますし、住んでいないというのが分かっていると。そういったことは、やはり町が管理している空き家なら、ちゃんとやるべきだと思います。それについて。

それと、環境問題じゃなく、管理して売却とか売渡し、これはもう進めていってしかるべき段階に私は来ていると思っています。なぜしないのか、その点だけ答えてください。

人権政策課長 課長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、近隣住民からのクレーム等はこちらの方にも届いていません。住民課の方にも確認しましたがけれども、そのようなクレームはございません。

あと、売却について、今の時期では、今譲渡している時期でございますので、今後考えていく課題かと考えております。

以上です。

今村議員 再々。

村岸議長 再々質問ですか。

今村議員 はい。役場に苦情が来なかったらいいというのは、ちょっと考え方がおかしいと思うんです。猫とか、それから、ごみをポンと投げて入れていく人もいますしね。そういうことが、まずちゃんと点検は月なさる方がいいんじゃないか。年の3回ぐらいではあまりにも少ないと思います。

それから、売却は今考えていますと、ずーっとおっしゃっていますけど、何のための譲渡事業ですか。やはり早く中を整理して、譲渡を受けてきっちり使っておられる方もいらっしゃいます。町の長寿命化計画からいっても、築後80年は使えるというふうに書いてあります。そういった面では、必要な改修費は、当然町としても出して、早くやるべきだと思います。それについてどう思いますか。

人権政策課長 課長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再々質問にお答えいたします。

改良住宅の空き家の部分について、ごみを搬入というかしてはるというお話ですけれども、ごみを持ってくる人を肯定していること自体がいかげなものかと私は感じます。ごみを持ってくる人が正しいかのように、町の施設の管理がどうかこうとかというのは全くもって論点が違うと思うので、答弁は差し控えさせていただきます。

それとあと、売却についてですが、今初めて譲渡が進んできたとおっしゃっております。今まではずっと私のやる気がないから譲渡が進まないと散々罵倒しておいて、今の今になって譲渡が進んでいるという、おっしゃっていること、意味が分からないので、これもまた答弁を差し控えさせていただきます。

以上です。

今村議員 (マイクオフのため聴取不能)

村岸議長 次の質問行ってください。

今村議員 はい。次、続きまして、愛里保育園で離乳食・きざみ食の実施をということでお尋ねいたします。

本町では0歳児や1歳児の待機児童が毎年出ている状況です。その要因の1つとして、愛里保育園では、乳幼児対応給食の離乳食やきざみ食を作る職員や設備が整っていない問題があると考えます。

0歳児、1歳児の発達に対応した給食の提供ができるように改善を求めますが、いかがでしょうか。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、今村恵美子議員の愛里保育園で離乳食・きざみ食の実施をのご質問にお答えします。

0、1歳児の発達に対応した給食の提供ができるよう改善をとのことでありますが、令和3年3月議会及び令和5年6月議会で答弁させていただいたとおり、小学校との共同調理場で給食を提供していること。調理師の確保が困難であることを踏まえ、即時の実施については困難であります。

引き続き実施に向けて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

今村議員 はい。

村岸議長 再質問ですか。

今村議員 再質問。今回の補正予算で日栄小の給食調理師1名、パート職員で雇うという話があったんですが、これってそういう離乳食とかきざみ食をやってくれる方ではないんですか。じゃ私はそういうことをしていただきたいということを思いますが、なぜ今日まで検討しない、やらないのか、そのことだけ最後に聞かせてください。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃっていただきました日栄小学校の調理員については、現状の日栄小の調理員の方が辞めたことに伴います補充になりますので、今回については、愛里保育園のきざみ食の対応という方ではございませんので、ご理解の方よろしくをお願いします。

離乳食・きざみ食への対応につきましては、当然教育委員会としても対応すべき案件というのは重く受け止めております。調理師の確保の方につきましては、

これまで努めてきましたが、なかなか確保に至らなかったという現実の方もございますので、当然、直接雇用の方は難しいという状況の方もございますので、今後につきましては、外部の委託方式の方も選択肢に含めて、より実現性の高い方法の方を検討してまいりたいというふうに考えております。

当然日栄小学校との学校給食の共同調理場ということもございますので、当然日栄小学校の小学校給食と併せて、保育園の給食の方も包括的に外部に委託できるかどうかの検討の方も含めて考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解の方よろしく申し上げます。

以上です。

村岸議長 再々質問は。

今村議員 いいです。

村岸議長 今村議員、言うときますけど、質問するならするで、早めに準備だけはしておいてください。そこへ行ってから、次どれやったと探すようなことはせんといってください。

今村議員 はい。申し訳ありません。動議が出るというのは想定していなかったもので、申し訳ありません。

村岸議長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後0時36分 散会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和7年9月8日

豊郷町議会議長

議 員

議 員